

平成24年

かすみがうら市議会第3回臨時会会議録 第1号

---

平成24年11月5日(月曜日)午前10時00分 開 会

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君		

---

欠席議員

16番 廣瀬義彰君

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境保全課長	根本一良君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長補佐	君	山	悟
〃	係長	乾	文	彦
〃	係長	坂	本	敏子
〃	係長	杉	田	正和

---

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第75号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 日程第 4 議案第 76 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
日程第 5 議案第 77 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
日程第 6 議案第 78 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第 75 号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 4 議案第 76 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
日程第 5 議案第 77 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
日程第 6 議案第 78 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）

---

開 会 午前 10 時 00 分

○議長（小座野定信君）

会議に入る前にご報告いたします。

本日は、議会事務局長 土渡良一君が欠席しておりますので、議長の命により議会事務局長補佐に本会議の職務を命じます。

ただいまの出席議員数は 15 名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、廣瀬義彰議員より所用による欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

ただいまから、平成 24 年かすみがうら市議会第 3 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、7 番 加固豊治君、8 番 佐藤文雄君、10 番 鈴木良道君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、付議事件を考慮し、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 3 議案第75号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第75号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

提案理由の説明に先立ち、おわびを申し上げます。

昨今のたび重なる職員の不祥事により、市民の皆様を初め関係者の皆様、また議員各位に対する信頼を失墜しましたことに対して、責任の重さを痛感しております。まことに申しわけなく、心からおわび申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第75号につきましてご説明申し上げます。

議案第75号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、ただいま申し上げましたように、昨今の市職員のたび重なる不祥事を重く受けとめ、その責任を明らかにするため、市長の給料月額を平成24年12月1日から平成24年12月31日までの1カ月間、現行の給料月額を20%削減するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明させますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第75号の趣旨説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

議案第75号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部改正について、趣旨をご説明申し上げます。

職員の不祥事に対する監督責任を明らかにするため、この条例を制定するものでございます。

特例の内容であります。現行の給料月額38万9500円を20%減ずるもので、削減後の給料月額は31万1600円で、削減額は7万7900円となります。

なお、期末手当及び退職手当には反映させません。

この条例の施行期日は平成24年12月1日を予定しております。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。議案第75号で質問をいたします。

今回の条例改正は、市の体育施設の使用料にかかわる市職員の着服事件に対する監督責任を明らかにするというふうにしてありますが、その減給処分について一定の基準があるのか、それとも今回独自に判断したものか、ご答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

市の体育施設の使用料にかかわる市職員の着服事件に対する監督責任を明らかにするためとしているが、減給処分についての一定の基準はあるのか、今回独自に判断したのかについてお答え申し上げます。

最近の職員の不祥事につきましては、議員の皆様を初め市民の皆様には、大変お騒がせし、また、ご迷惑をおかけしましたことに対し深くおわびいたします。

今回提案をいたしました市長の給料月額の特例に関する減額率及び期間について、一定の基準があるかのご質問であります。特別職の減給処分等の基準は設けておりません。また、今回の減額率及び期間につきましては、ご質問にありますように独自に判断して提案させていただくものです。よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

独自ということですが、他市の例を参考にしたということはございませんか。独自にしたということは、独自の中身、この1カ月ということですが、市長の場合は20%、これについてはどのようにして判断したのか、それについてもお答え願います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

平成20年1月から3月におきまして、不祥事を起こしたことにより、当時の市長がやっぱり3カ月間、20%を実施しております。また、平成23年4月には現市長が運転手の事故によりまして、1カ月10%を実施しております。さらには、24年3月から24年5月の3カ月間の10%の削減を市長が提案しましたが否決ということがありました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう点では、他市の例は参考にしていないということで、それぞれ庁議の中で決めたというふうに判断したいと思います。

それでは次の質問ですが、給与の減額措置というのは当然であります。問題は再発防止だと思います。その具体的な対策として、市職員をどのように監督するのか。これは市長に答弁していただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市職員の監督については、もちろん綱紀肅正をきちんと指示するということもありますが、最終的には厳罰をもって臨むということがやはり基準になろうかと思えます。このような事件、事案については、やはり職員みずからの責任、当事者の責任、それをきちんと処分という形で対応することが再発防止につながると、最終的にはそういうことかなというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

厳しい処罰をすれば事が済むというんじゃなくて、具体的にどのように監督していくかということなんですね。

市長はお答えができませんでしたから、総務部長のほうでそれなりの答弁を準備していると思いますので、具体的にどのように監督するか、このことについてお答え願います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

再発防止についてでございますが、公金の取り扱いにおいて組織内でのチェック機能が希薄であったことなど、全庁的に問題点があったと判断しております。

このため、各所属において現金と通帳の点検を実施するとともに、団体事務や現金の取り扱い方法の改善点の洗い出しを行い、その結果に基づき統一した対応策を決定し、事務処理の改善を行いたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、組織内でのチェックが非常に甘かったと。これは決算審査委員会の中でも副市長が答弁されたと思えます。やはりそういう意味では、現金、通帳、これを徹底的に改善して一つの統一した対策をとるということは必要なことだというふうに思えます。

それと、私は今回職員の採用の問題もあるんじゃないかなというふうに思えます。一般市民からも、職員の採用がどうだったのかと。特に、今回の着服事件を起こした男性主事の採用については、いつどのように採用されたのか明らかにしていただきたいと思えますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

佐藤文雄君に申し上げます。

議案第75号とはかけ離れた質問となっておりますので、質問を変えてください。

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

私は対策の問題を言っているんです。かけ離れてはおりません。

つまり着服事件の問題が大きかったわけですね。その着服した職員の問題がやはり採用にあるということも市民から言われているわけですよ。どうしてそういうふうに議長が静止するのか、私はわかりません。

職員採用についてはどういうふうに考えていらっしゃるか、市長はどうですか。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

職員採用についてはかつて、大分昔の話なんでしょうけれども、いろいろとうわさがあるようではございます。職員採用について、きちんとした選考基準でやっていなかった、縁故採用であるとか、そういったこともうわさに大分聞いております。この職員についてもそういったことがあったのかどうかは、私はわかりませんが、そういううわさがあるのも事実でありまして、今後の職員採用についてであります。私は、もし議員さんの口きき、あるいは市長からどうこういうようなことは絶対に聞かなくて、そういう職員については真っ先に消していくよということを事務担当者には言っております。そういったことをご理解いただきたいと思います。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

そういう点もやはり今後の対策の一つの方法として考えていただきたいというふうに思います。

それと、10月1日の全協で市長は警察への告発を考えていると述べております。10月13日の新聞報道ですと、市長は、着服した金額が弁済されたために、現段階で告発、告発する考えはないとしております。被害額が返済されれば問題は解決したと、犯罪性はない、罪は問わないというふうに考えているんですか。市長、答弁をお願いします。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

最初、たしか日にちというよりは曜日で申し上げますが、休み明けの日に担当者から報告を受けました。横領額等を聞いたときに、相当の多額な金額であると。それと、いわゆる事務方が試算している横領額を本人が認めていないということが聞き取れました。私はそのことを聞いて即、これは本人が認めていないわけですから、さらには被害額が相当であるということで、最悪の場合は海外逃亡も含め対応する必要があると、そういうことで即、民間人でも逮捕はできるわけですが、警察に即通知して告発すべきだと、そういうふうに考えたわけでありまして。

しかるにその後、全協でもそのお話をしたと思いますが、その後、次の日になって、当人さらに当人の親から全額を弁済すると、さらに、事務方が当時調べておいた横領額についても全面的

に認めるという話がありました。これは海外逃亡のおそれもないと、本人も反省したのかなと  
いうことで、氏名の公表も含め告発を見送ったと、こういう経過でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから私は、被害額が返済されて、本人が謝ったということになったら犯罪性はないのか、  
罪は問わないということなんですかという質問もあるんです。それについてどうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

犯罪行為であるのは、これは間違いないと思います。しかし、従来こういった場合の対応等  
を含め、本人が認めていると、即返すという事情をかんがみたときに、罪人をつくるのが必ずし  
も適切ではないというふうに考えまして、告発を見送った経緯がございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

以上、終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

お伺いします。

私は、何回も職員の教育ということについて一般質問しております。そういう中での不祥事。  
職員はだれしものが、職員に採用された時期に宣誓しているわけですよね。それに基づいて、法あ  
るいは条例等に基づいて行政運営するのは、これは当たり前の話。市長の給与をカットすれば、  
こういう問題が再発防止になるかというところという問題でもない。

ここ3月、5月、8月、9月と連続なんですよ。その都度、綱紀肅正というような言葉で逃げ  
ている。解決策はどうしなければならないかという具体性が全然見えないんですよ。私は、これ  
からのことをどうしろということは聞かない。これは、これからのことどうするというのは、や  
ることは当たり前。それをしなくても、当然自分の仕事というのは責任を持ってやるのが当たり  
前の話なんです。

そういうことを加味したときに、職員の教育を具体的にどのようにしていたのか。それを、私  
は疑いの目で見ます。お伺いします。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、答弁者は指定ございますか。

○14番（栗山千勝君）

答弁できる人はだれでもいいです。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

職員の不祥事の対策でございますが、上司がおるわけでございます。その上司が絶えず職員の日ごろの勤務態度とか勤務状況とか精神面における健康状態とか職場における人間関係等に関する情報をプライバシーに留意しながらきめ細かに収集し、収集したそれらの情報は人事管理や何らかの助けを求めている職員の発見、必要があればその職員のカウンセリングの要否の判断等に役立てて、明るく風通しのよい職場環境を確立する等々が大事かと思われま。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

大事かと思うというんじゃないで、今までにどういうふうな教育をしてきたのか、これは全部管理職だれにも言える話ですよ。それをきちんとやっていたら、何らこの不祥事なんか、当たり前の話なんですよ。すべて不祥事には何かの芽がある。それをいち早くキャッチするのが管理職の仕事なんですよ。今までどうやってきたという、きちんとここで答弁してください。

我々は議会で職員教育について何回も聞いていますけれども、客観的な答弁をしていますけれども、議会を余りばかにしていますよ。情けない。

きちんと答弁してください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

具体的に管理職がどういうふうに行っているのかということでございますが、市の職員は市民の全体の奉仕者でありますので、その自覚のもとに、栗山議員さんが言われますように法令、条例、規則等を遵守し、服務規律の確保に努めるとともに、適正に業務を遂行させるように管理監督者が行うよう指導すべきかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

部長ね、今後の話じゃなくて、今まで私は何回も教育について、職員の教育について質問しているんですよ。どういう教育をしてきたかと、それを聞きたいんです。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

問題を起こす職員は、やっぱりその素質に問題があると、私は今回の場合を見て、ずっと今までの経過を聞いてみますと、それに尽きるかなと。



再発防止は、さっきもお話ししたように、やっぱりきちんとした採用をするということがまず基本ですね。きちんとした採用をする。そして、今回の事件なんていうのはもう常識外の話でありまして、お金を取りに行き、持ってきたその間に、結局1人でやっているんじゃないで2人でやればそれは大丈夫なんでしょうけれども、銀行だって何だって、1000万のお金だって1人で集金するわけですから、そういう責任は個人、一人一人の職員に持ってもらうなくてはならないわけですね。それが不祥事になったということは、あとはもう厳罰をもって臨むしかない。

だから、ちゃんとした採用をするということと、起こったことについては厳罰で臨むと、そういうことがやっぱり再発防止につながるんじゃないかなと、そういうふうな思いを強くしております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、私は、今後の話、職員はもう入ってしまっているんだからどうにもならない。しかし、そういう職員だって、これ教育していかななくてはならないんですよ。それがリーダーとしてのあなたの仕事なんです。それができるかできないかで職員が決まるんです。

やった職員は、もうこれは論外です。しかし上司もいるんですよ。今度の話なんかは監査委員に指摘されているんですよ。ところがこの間、決算審査の中でそういう話は聞いていないような話をしていますけれども、今ここに監査委員がいますけれども、数字的に大分落ち込んでいるけれどもどうなんだと、監査委員は指摘しているんです。職員は何と答弁したかという、原発の関係で人が減ったからと。すべてチェックしていないんですよ。

これは何ぼ議論してもしょうがないけれども、最高責任者、市長、リーダーとして、きちんとした職員教育をしていけばこういう問題はない。この間のかすみがうら広報を見ても、昨年度においては三百何十名かも研修に行ったというようなPRをしていますけれども、じゃ、その研修が果たして市行政運営に反映しているか。一つも反映していない。だからこういう不祥事が出てくる。後から後から出てきますよ。それを何とかしなくてはならないんだよね。これは大変な問題だと思います。

市長が管理職をきちんと指導していれば、こんな問題は簡単に防げる問題なんです。起こるのが不思議なんです。絶対に起こらないような努力をしていただきたい、リーダーとして。

以上、議長、終わり。

○議長（小座野定信君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で議案第75号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第75号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第75号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第75号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

これより議案第75号の採決を行います。

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 4 議案第76号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第4、議案第76号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第76号につきましてご説明申し上げます。

議案第76号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてにつきましては、先ほど申し上げましたように昨今の市職員のたび重なる不祥事を重く受けとめ、その責任を明らかにするため、副市長の給料月額を平成24年12月1日から平成24年12月31日までの1カ月間、現行の給料月額を10%削減するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第76号の趣旨説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

議案第76号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について趣旨をご説明申し上げます。

職員の不祥事に対する監督責任を明らかにするため、この条例を制定するものでございます。

特例の内容であります。現行の給料月額59万2000円を10%減ずるもので、削減後の給料月額は53万2800円で、削減額は5万9200円となります。

なお、期末手当及び退職手当には反映させません。

この条例の施行期日は平成24年12月1日を予定しております。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長のほうの減給処分と大体同じ質問になりますが、基準がまずあるのか。これは新規規定になっておりますね。基準があるのか。

まず1つお願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

減額率及び期間につきましては、独自に判断し提案させていただくものであります。よろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

独自なんですけれども、どこか他市の例はありますか。独自だけですか、10%というのは。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

他市も副市長等の給与の減額の特例等は実施しているかと思いますが、今回の減額率及び期間については、市が独自に判断して提案いたしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

他市の例は全然調べないで10%と決めたということですね。

それと、再発防止の件ですけれども、市長が市長の立場でその対策について述べました。副市長は副市長としての立場で、これについて見解、答弁を願えますか。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

今後の再発防止につきまして、副市長の立場でお答えいたします。

私は、事務方のトップという形の責任の重さというのは非常に痛感しております。

一人一人がやはり、自分の仕事は一体何のためにやっているのかという、そういう自覚が足りないと、いろいろ聞き取り等をやっている中で強く感じたものでございます。これを一人一人職員が、先ほど栗山議員からあったようにコンプライアンス、法令に準じた仕事をして、それから市民に対する説明責任もきちりできるように、これから対策をとっていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

コンプライアンスの遵守ということですが、具体的にどのように今指示しようと考えておりますか。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

現在、緊急に部長会議を招集いたしまして、各課ごとにきちんと現金を取り扱うことに対して、一人一人の課題とかそういうものを洗い出した上で、課で検討し、それを総務部のほうに提出することで、課題の対応について、また、規則等の改正がもし必要であれば、そういうものをしていきたいと考えております。

とりあえず、まず職員がみずから、上から通達とか訓示とかしても職員がきちっと考えなければ何にもなりませんので、一人一人が考えていくというような形で、必要に応じては先ほど言いました規則の改正も伴うような対策をしていきたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

事務方じゃなくて、総務部長のほうは答弁を用意していますか。市長と同じですか。

じゃ、終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で議案第76号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第76号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第76号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

これより議案第76号の採決を行います。

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 議案第77号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第5、議案第77号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第77号につきましてご説明申し上げます。

議案第77号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてにつきましては、先ほど申し上げましたように、昨今の市職員のたび重なる不祥事を重く受けとめ、その責任を明らかにするため、教育委員会教育長の給料月額を平成24年12月1日から平成24年12月31日までの1カ月間、現行の給料月額を10%削減するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

次いで、議案第77号の趣旨説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

**○総務部長（小貫成一君）**

議案第77号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について趣旨をご説明申し上げます。

職員の不祥事に対する監督責任を明らかにするため、この条例を制定するものでございます。

特例の内容であります。現行の給料月額54万6000円を10%減ずるもので、削減後の給料月額は49万1400円で、削減額は5万4600円となります。

なお、期末手当及び退職手当には反映させません。

この条例の施行期日は平成24年12月1日を予定しております。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小座野定信君）**

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第77号であります。

教育長の10%、1カ月の給与削減ということになっております。市長、副市長ともに同じ質問になると思いますが、基準があるのか、それとも他市の例を参考にしたのか、その点についてお答え願います。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

市長、副市長同様、減額率及び期間につきましては、独自に判断いたして提案させていただきました。他市の例は参考にしておりません。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

引き続き再発防止、教育長の立場として、監督責任、これどうするかお答え願います。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

今回の不祥事につきましては、教育委員会の職員が起こしたということで、私も大変責任を感じているところでございます。

不祥事がわかってすぐ、10月4日、勤務前に教育委員会の職員を集めまして話をいたしました。問題は2つだと。1つは、今回は金銭管理に問題があった。公金に対する考え方が甘かった。もう一つは、金銭の管理のシステムが悪かったということでこういう不祥事が起きたのであろうと。もう一つは、何といたっても公務員としての自覚が足りないということでございます。公務員としての自覚というよりは、一人の人間としての自覚といいますか、そういう公正さが欠けていたということで話をいたしました。今後しっかり監督して、二度と起きないように頑張っていきたいと、そう考えているところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

2つの問題、金銭管理の問題とシステムの問題、それから公務員としての自覚と一人間としての自覚の足りなさとおっしゃいましたが、どのようにしてこれを教育するか。教育長ですから、どのように訓示したのか、その点についての大体訓示の中身、今ありましたらお答えできますか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

訓示の中身については、今申し上げたことを話したということでございます。約7分間だったんですが、はい。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

教育長は非常に人を説得する能力があるものですから、どういう話をしたのかなど。その7分の中で、その今のエッセンスだけではなくて対策をどうするか、人間としてどういうふうな公務員としての役割を果たすのかという、その点について、今の記憶の範囲でもいいですがお答えできませんか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

金銭の流れにつきましては、金庫の利用の仕方、集金の仕方、それから銀行への預け方、そう

いうことに問題があったのではないかということで、具体的に申し上げました。それから、システムについては、当然課長までの決裁が必要であったのに、そういう流れがきちっとされていなかった、それは本当に問題であったということでございます。

一人の人として、公務員としてということは、もう一回原点に立ち返ろうということでありませう。我々は人のものを取ったり、かすめたりするようなことがあってはならないということでございますので、これは公務員としてというよりは、一人の人としてやっぱりきちっとやりましようというようなことを申し上げたと記憶しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私からも議案第77号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてをご質問させていただきます。

今回の不祥事については教育委員会の所管ということで、先ほど来、具体的なということで諸先輩から質問がありましたけれども、いま一つ、私にとっては具体的な対策がなかったというふうに感じたものですから、質問させていただくものです。

具体的に使用料が毎日あるわけですが、それをどのように取り扱うか、これまでの形と、どのように変わるのかということでお伺いしたいと思うんですがよろしいですか、こういう質問でも。

[「今後の対策ですよね」と呼ぶ者あり]

○5番（古橋智樹君）

担当部長でも総務部長でも結構です。お任せします。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

集金の仕方なんですけれども、現在担当課のほうできちっと対応しているとは思いますが、まず現金を施設から預かってくる際の対策の仕方、それからそれを今まで慣例でやっていたという、決裁をとっていなかったという行為をきちっと決裁を、集金をしていたということすら、していたということはありませんけれども、現金を入金したのかしなかったのかのチェックも甘かったということなので、それを決裁をきちっととるということで、一人一人がその現金を責任をとって入金していくということをきちっとしていきたいと思っております。

これは、不祥事を起こした所属だけではなくて、すべての所属できちっともう一度チェックし



ながらやっていきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

具体的にもう一つ踏み込んでお伺いしたいんですが、毎日使用料、使用料が入らない日もあるかもしれませんが、その現金をまずお預かりするのは委託先である某会社だとは思いますが、そこから担当職員まで、どういうスパンでその現金を預けるのかというのを、まずご答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

現金の収受の関係でございますけれども、各施設に管理人がおります。そちらの管理人がその都度現金を受けまして、それを1週間程度、その都度その現金を、スポーツ振興課の担当がその現金を伝票と一緒にもらいに行くという流れでございます。その収受したものを金融機関のほうに職員が持って行くということでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は特に、まずスパンのことをお伺いしたいんですが、1週間程度ということで、仮に1週間程度というのが土日、休日含めて、野球場のナイターの使用料などは比較的いただいていますから、そういうものが三、四件入ったときは数万になるかと思うんですけれども、それでも1週間程度というめどなんですか。毎日ではないんですか。

もう一つ、職員がその現金を預かった窓口に取りに行くのか、それとも現金の取り扱いとして請け負った会社がスポーツ振興課まで持って行くのか、そのあたりがちょっとはっきりしないものですから、ご答弁を再度お願いいたします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

管理人が預かったものにつきましては、スポーツ振興課のほうで取りに行くわけですが、そちらにつきましては約1週間程度まとめたものを取りに行くということでございます。

また、その取りに行ったものですが、即金融機関のほうに支払うわけですが、今回の事件につきましては、それを途中で金融機関のほうに持っていかなかったということの事件でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今、部長からも具体的な答弁ということでもらいましたけれども、私にはちょっと市民の皆さんには、こうなりましたよと説明するにはちょっと厳しいかなというような答弁であります。

先ほど来、副市長も含めて対策を講じていますということでいろいろご答弁がありましたけれども、もっと肝心かなめの、毎日現金が出る、それをどう取り扱うか、管理職に権限を持たせて集めさせるのか、もっと抜本的な細かい制度の見直しというのがあるべきだったと思うんですが、私はその気持ち的な部分の対策だけで、具体的にはまだまだ市民の皆さんが納得するような形ではないなというふうに感じた次第です。今後、そういうことでもっと具体的な形を、システムをお示しいただきたいなというふうに考えております。

あと、先ほど市長の減額の条例の答弁において、市長が現金を横領するに至った職員のことをコメントされていましたが、資質の問題だというようなふうには私は聞いたんですけども、本人はその部署に行くまでの以前の課のほうは特に問題もなく仕事をしていたのかなというふうに感じているところなんです、それを市長の立場がもう全面的に否定するというのは、私は500人弱を預かる組織のトップとしてはいささか問題のある答弁ではないかなというふうに感じた次第でございます。

以上で終わります。

**○議長（小座野定信君）**

ほかに質疑はございませんか。

4番 田谷文子君。

**○4番（田谷文子君）**

ご質問させていただきます。

今回の事件に関しまして、私は3つの原因があったのかなと思います。

1つは、公務員としての意識が欠如していたと教育長さんがおっしゃっていました。そのプロ意識の欠如。そして、何ともチェックの甘さ。もう一つが、コンプライアンス遵守がされていなかったということです。

今、古橋議員から再発防止に対して具体的な対策がなされていないということではありますが、私の意見がもし参考になればと思ひまして、ひとつお話しさせていただきたいと存じます。

それは、すきを見せない点検がなされていなかった、出ている芽を直すということで、だれにもこれは出来心があつて、それでその出来心をさせない、すきを見せない点検が必要であると私は思います。

先ほど来、副市長さんの発言の中で、規則の改正も考慮するというお話がありましたけれども、用紙の改正は考えておられますか。

私はこういうことが、金銭にまつわることは通し番号をすることで、それを、通し番号だから途中で抜き取らないとか、訂正するとかということであつたら、訂正するんであつたら2人以上の印鑑で訂正するということであつて、残枚数をきちんと点検することによって、そのすきのない点検をしているんだということを職員にありありと見せることが、その出来心に対する一番の防止かなと思つております。

ですので、そのような用紙の改正も考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと存じます。

**○議長（小座野定信君）**

副市長 石川眞澄君。

**○副市長（石川眞澄君）**

用紙といいますと、様式の関係でよろしいですか。

規則の改正も考える折には、当然様式等、今職員に一つ一つ課題等を出していただいていますけれども、その結果の中で様式の不備とか、チェックするのにこういうのが足りないとか、そういう意見が出てくる可能性も、集計がまだできておりませんが、その場合には規則改正に伴って、その必要な様式についても検討していきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

様式の改正ということでよろしくお願ひします。

それから、この不祥事というのはいろいろな会館、要するに体育施設の、要は集金する人だけではなく、考えてみたらこの様式をきっちりしないということは、どなたにも当てはまるようなすきがあるんじゃないかなと思います。体育施設のその管理人にも、あるいは今回はなかったですけれども、そのすきを与えているということもあろうかと思ひますので、その様式の改正を要望して、私の質問を終わりにしたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で議案第77号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第77号については、委員会付託を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第77号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第77号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議があるため、これより議案第77号の採決を行います。  
本案は異議があるため、起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。  
よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 議案第 7 8 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（小座野定信君）

日程第 6、議案第78号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第78号につきましてご説明申し上げます。

議案第78号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億9465万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ161億2844万2000円とするものです。

補正の内容につきましては、千代田庁舎の耐震補強及び大規模改修にかかわる委託料及び工事請負費、またメガソーラー事業を実施する株式会社への出資金であります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第78号の趣旨説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第78号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算について説明いたします。

補正の内容としては、歳入につきましては地方交付税、震災復興特別交付税 2 億6406万5000円、東日本大震災復興まちづくり基金繰入金9108万5000円、繰越金100万円、市債 1 億3850万円を充当いたしました。歳出につきましては、千代田庁舎耐震補強及び大規模改修に係る委託料、工事管理業務につきましては1365万円、工事請負費につきましては 4 億8000万円、メガソーラーに係る株式会社への出資金100万円を計上するものでございます。

なお、歳入につきましては現時点での財源充当としています。今後、建設請負契約が締結されるとき、また、国で進められている新たな地方債の概要が発表され次第、県と協議の上、財源について改めて精査し、財源振りかえが考えられます。その際は補正予算にて対応いたします。

千代田庁舎耐震補強工事につきましては、工事発注から工期等を考慮し繰越明許費としている次第でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（小座野定信君）**

次いで、説明を求めます。

環境経済部長 藤崎宏明君。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時06分

---

再 開 午前11時06分

**○議長（小座野定信君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を求めます。

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

**○環境経済部長（藤崎宏明君）**

3・11福島原発事故は国のエネルギー政策に大きな影響を与えまして、太陽光発電等再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を国が定める要件より発電ビジネスの推進が図られている状況でございます。市では、民間の主導的取り組みとして、みずからスピード感を持ってメガソーラーの事業を推進するため、市が100%出資する株式会社の設立を提案したく、4月1日スタートの電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で電力会社の買い取り価格が42円、1キロワット、期間20年が来年3月締め切りであること、以上のことから今臨時議会へ補正予算としまして100万円を、メガソーラー事業を実施する株式会社の出資金として計上させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小座野定信君）**

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

それでは、議案第78号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）についてお尋ねいたします。

まず、第1点目として通告いたしました千代田庁舎の耐震補強工事4億9365万円の繰越明許についてお尋ねしますが、話を伺いますとこの庁舎の復旧工事、12月の定例会には発注するような形で進めているとのことでございますけれども、過日の全員協議会でお尋ねしましたが、いま一度お尋ねするものです。

この復興特別交付税をいただいている意義、それらを踏まえて、どのように地域に還元、循環をもたらすかということで、非常にこの景気の低迷が続く中で、我々議員としても非常に気にな

るところであります。この工事の、公共工事としての発注方法について、まず具体的なお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

千代田庁舎耐震補強工事の発注方法等についてお答えいたします。

今回の千代田庁舎耐震補強工事については、既存の庁舎について補強を行い、基本的には被災を受けた部分を復旧するため改修を図るものでございます。

発注方法としては、大きく分けまして一括発注、また分離分割発注がございまして、今回の工事は通常の工事とは違い、被災を受けた庁舎の復旧を行いながらの耐震補強、改修工事となりますので、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事として設計を分けることは可能であります。現場においてはそれぞれの工事を一体的に同時進行で行わなければならないため、工事の混在が想定されますので、安全にスムーズな現場施工を行うために一括発注方法ということで考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

一括となりますとかなりの許認可の実績とかが必要になってくると思うんですね。そうすると、請け負ったゼネコン等に仕事を下さいと地元の業者は行きなさいということなんですかね。お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

発注方法は一括でございまして、今後指名選考委員会等におきまして、指名する企業体、JV、単体等ございまして、指名選考委員会等に諮りまして、その選考を行うというふうにご覧になっておりますので、その中で地元業者がJVで構成される場合には、地元の業者が入るかというふうにご覧になっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

結局、ゼネコンが一括で受けてとなると、ゼネコンとしての付き合いも多数入ってきますし、その枠の中で何か地元にとということで、多少なりとも配慮はあるのかもしれませんが、地域の地元の事業者の方、税金を納めながらも、自分のご自身の利益のこともお考えかもしれませんが、やはりここで復興という意味はきずなとか気持ちを団結とか、そういったものが今回は非常に大事でありますし、この庁舎の復旧工事、シンボルでもあると思うんですね。それをいとも簡単に、私は今の答弁から何うと事務方の都合だけで一括発注のほうが簡単だからとい

うようにしか感じないんですけれども、そのあたりはどうなんですか。一括のほうが事務方としては便利だから、工事を分離発注するとまとめるのが大変だから、設計監理を入れてもなかなか大変だから、そういうことなんですか。お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

事務方の仕事の煩雑さ等々ではございませんで、施工業者の調整というかそういう関係で、事務のほうの煩雑さ等で一括発注というふうに考えたわけではございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、そうでなければ事務が煩雑になるからということであればどうということですか。もう一度お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

先ほども申し上げましたが、現場においてそれぞれの工事を一体的に同時進行で行わなければならないというふうな想定がされますので、安全にスムーズな現場施工を行うために一括発注というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それは、金を払う人がしっかりまとめればいいことですよね。それをゼネコンに任せたからといって、そう差はないと思うんですけれども、そんなに地元仕事を発注したくないんですか。何かそれは口ききか何かがあって、大きいところがもうやるというような話になっているんですかね。お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

そのようなゼネコンの、どの業者がやるというようなことはまだ、指名選考委員会もやってございませんし、そのようなことはございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

まずはこの景気の低迷の中で、地元仕事をなるべく与えるということを私は考えてもらいた

いと思うんですよ。この間も全員協議会で言ったとおり、躯体の改良は全体の工事の中で約3割程度だということでありましたけれども、それはそれでそういう許認可のある建築屋に出せばいいじゃないですか。

それ以外の仕事、電気でも各設備でも内装工事でも、防災関連の工事とかいろいろ分けることができるんですが、そんなに地元の事業者の皆さんに仕事をつくってあげたくないんですかね。そういうふうには感じないんですよ。それでなおかつ税金を納めろ、納めろと、法律に決まっているからと当然のごとくやっている、総務部長、以前税務課長をやっていて、そのあたりの気持ちというのは全然ないんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

地元業者を育成するという事は大事な事かというふうに自分も認識しておりますが、今回の工事については同時施工、同時進行という形からは一括で発注を考えていまして、その後の、指名選考委員会での指名等のJVなり単体なり等については指名選考委員会で決定していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

理解できないですね。私だけじゃなくて、議長も先輩議員も、何とか地元になんか少しでも仕事をたくさん流してやるようにということで、全員協議会で議長が珍しく頭を下げてお願いしたにもかかわらず一括発注をやる、これは地元の事業者の皆さんにとってはもう腹立たしいと思いますよ。これだけ我々がお願いしても一括発注をやる。これはどう考えても口ききがあったとしか私は思えないんですよ。

市長、いかがなんですか。こういうやり方が地域のためになるんですかね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、基本的なことは古橋議員もご存じだと思うんですが、建築工事、改造工事、躯体工事から内装屋さん、設備屋さん、電気屋さん、全部分けてやります。どっちが、通常民間会社だと私が個人的に発注する場合は一括で出します。何でか。これは個別にやると経費率が違ってきます。ですから、納税者の立場でいうと一括でやってもらったほうがいいんです。地元の内装屋さん、水道屋さん、電気屋さん、あるいはとび土工、外へかけるとび土工、そういう細かく分けてもらうと、これはまとめる人は大変ですよ。まとめる人は大変だけれども高上がりにつく。まとめる人も大変だし高上がりにつきますね。

それから、さっき総務部長が言ったように、これは改修ですから、もう既に水道管や電气管、全部中に、コンクリートの中に組み込まれてしまっています。それを、躯体のほうは躯体のほうで勝手にやる、電気屋さんは電気屋さんで勝手にやる。まとめるのはだれがまとめるか。まとめ



る人がいないわけだね、一括じゃないと。だから、責任施工という点で非常に劣るわけですね、こういう改修工事の場合は。ですから一括工事でやるということです。高上がりになるので一括工事になる、あるいは工事も非常に煩雑になって短期間で上げることができなくなる、そういう意味で一括工事にする。

それから、地元業者の育成という点では、もちろん多分茨城県内の営業所がある会社が受けると思うんですが、営業所、本社がある会社が受けると思うんですが、それはもう全部私は入れたらいいと思いますが、それは指名委員会でやりますけれども、ただ、地元業者の育成という点では、私の持論であります、これは建設業者でも、あるいはそのほかの小売業者でも、いわゆるサービス産業、あるいは飲み屋さんから、あらゆる業者が自由競争でやっているわけです。特に建設業の中で、私は感じるんですが、かすみがうら市の中には解体業者が3社、茨城県の手が強いんですね。これは何ら市から特別支援してもらったということは余りないと思うんですよ。自力ではい上がっていった。あるいは建設業者に限らず、例えば青果業者であるとか自力ではい上がっているんです、みんな。税金は市に払っていますよ。でも特別、市から保護をもらったりしているわけでもないんですね。

だから、私は、基本的に建設業も自由競争の中でやっている。これだけ厳しい世の中ですから、その中ではい上がれないような人は、今、建設業者は全国で50万社あるわけです。これはもう3分の1でいいと言われているんだよね。そういうことを考えたら、やっぱり自力、自分の力ではい上がるという本当の意味で強い、そういうどこ行っても勝負できる、土浦行ったら、つくば行ったら、どこ行ったら勝負できる建設業者を育て上げることが一番いいことだと思います。だからそれを、その実例を解体業者に私は見るわけです。そういう地元業者の育成という点ではそういう答弁にさせていただきます。

**○議長（小座野定信君）**

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

市長の答弁からすると、結局各事業者は自然淘汰されると、そういうふうには先ほどの職員に対する答弁と一緒にですね。そんなところかなと感じる次第なんです、かすみがうら市がここでもっとスポット的に成長するチャンスの一つであると思うんですよ。それで、急いでやらなきゃならないと言いましたけれども、さんざん市長、リコールで庁舎にほとんどいなかったわけでしょう。設計も、5カ月も6カ月も期間を与えて、何を今さらここで急いでやらなきゃならない、今まで急ぐところは幾らでもあったでしょう。発注するからにはもっと地元の仕事を与えるというのが、これが今の景気の低迷の中で必要だと思うんですよ。

解体業者を例にとりましたけれども、解体業者だって、その幾つかの中には公共工事を十分に仕事としてやったところもあるんじゃないですか。とにかくちゃんとサラ管理、設計監理を、志筑小学校もやったというお話がありますよね。そのように分離発注をしてもらいたいんですよ。ここまでお願いしてもやらない、一括やるというのが、どう私がよく理解してあげようと思っても、口ききがあったのかなと思ってしまいうんですよ。

私は議員の立場として、ぜひ地元の事業者の皆さんのために、この庁舎工事、10本でも20本でも分けること可能だと思います。復旧だからこそできる部分というのがあろうと思うんですよ。

市長は高上がりになるとおっしゃいましたけれども、そんなに、2割も3割も違わないと思いますよ。地域がこれだけ疲弊している中では、少々高上がりでも仕事を発注してやる、これが市をつかさどる者の仕事じゃないかなと私は思う次第であります。

これ以上申し上げても、いろいろ口ききを含めて一括発注をやるというようにしか私は感じません。

続いて、歳出の第4款衛生費の太陽光の趣旨についてお尋ねいたします。

過日の全員協議会で、市長はとにかく会社の設立をやらせてくれというような答弁でありました。それに加えて、この設立の意義、これは脱原発だという、その2本の柱かなというふうに伺ったんですが、私は市長がこれまで行財政改革を訴えられて市長当選後から努められたことと裏腹に、この太陽光をやれば3億、4億という事業費がかかる。これが直営ならば、それが市長の行財政改革と訴えられてきたことと相反する、そういうことで私はこの第三セクターという道をお選びになっているのかなと思う次第なんですが、まずこの市直営としない真相を改めてお尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市直営としない理由は極めて簡単であります。先般全員協議会でもお話ししたとおり、この事業リスクをやっぱり考える必要があると。どこに事業リスクがあるかということですが、いわゆる買い取り、長期買い取りの制度というのが法律で保障されていますから、今年度に関していえば、来年の3月までに申請、東電の認可がおりれば42円の買い取りが決まるわけです。これは長期買い取りが保障されています。ですから、これは法律で決まっているわけですから、このリスクはないんですが、先般お話ししたとおり、いわゆる金利リスクがある。金利リスクは、これはあらゆる事業をやる場合に金利リスクというのはある程度織り込む必要がありますが、今非常に金利リスクは大きく考えなくてはならないリスクだろうと思います。

ですから、当然100万円の出資でありますから、出資金に対してはリスクがありますが、100万円のリスクだけです。その先の事業費等については借り入れで行うわけでありまして、多額の借り入れを行うことが予想されますので、その借入金に対する金利リスクを回避するために、あえて株式会社というシステムを使ったと、そういうことであります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の市長の答弁からすると、端的に言うと、結局私がさっき申し上げたことですよ。財政的な負担を市直営にするとかかるから、それを回避するために株式会社ということで、隠れみので、悪く言えばですよ、実行したいということですよ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

金利リスクを回避するために株式会社の手法を使ったということです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市だって金利のリスクはあるわけですから、別に株式会社でその代表取締役が借りかえ等スピーディにできると、議会の議決を持たずにできるとかそういうことじゃなくて、いずれにしても我々だってスピードが必要であればそれなりに対応しますし、特に市直営にすれば利益の分配というのが非常に公明正大だと思うんですよね。太陽光で、株式会社で利益が出た場合、これが非常に、今のところはっきり答弁をもらっていないように聞こえるんですが、利益が出た場合、それをどういうふうに市民に還元するのかというのは、それが直営でないと非常に不透明だというふうに私は考えるんですが、利益、これはどのようにお考えなんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

極めて簡単でありまして、利益は株主に主に配分されます。もちろん利益損、いわゆる経常から、経常利益から税金を払ったそれ以外の利益は株主総会で決めるわけですが、株主総会そのものが市、株主は市しかありませんから、それを100%取り崩して市へ戻すことも可能です、配当という形で。あるいは留保金として会社に置いておくことも可能です。それは事業運営上必要なお金を会社に残して利益として戻します。

余り言う必要ないかなと思うんだけど、簡単なことなんです、例えば資料を出してあると思うんですが、1メガでシミュレーションした場合に、20年間で約1億ぐらいの固定資産税が市に入ります。それは、市にとっては利益ということではありますが、事業をやらなければ全然固定資産税は発生しませんから。これは1メガの場合ですね。でも、実際に会社ができれば1メガということはないと思いますし、もういろいろな引き合いがあるみたいでして、数メガになると思うんですが、その割で固定資産税が入ると思います。それは固定資産で、それはどういう事業でも同じですね。株式会社がやれば固定資産税が、固定資産を持って始まれば固定資産税が入ります。それとは別に、会社の中の営業した利益は配当という形で市のほうへ戻ってきます。その配当をどうするかということについては株主が決めるわけです。市が決めるわけです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

100万円の出資で配当がすぐさま出るようなお話なんです、私は、100万で借入を数億起こした中で、配当が数年で出るとは信じがたいところなんです、確かに42円ということで、今年度内で発注できれば、先ほど藤崎部長から説明がありましたけれども、42円ということですけども、今から急いでやってもなかなか年度内は難しいということで、42円から40円ですか、来年度以降は。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

去年はもっと高かったわけですね。毎年だんだん下がってきます。下がってきますが、これは年度ごとに決めていくわけです。法律の中でそういうふうに規定されていまして、買い取り価格自体は、ことしは3月までは42円、これは決まっているわけです。去年は46円だか48円だかだったんですね。来年は、25年度は幾らというのは今から決めるんだと思います。それは38円とか予想されていますが、38円ぐらい。それは施工費が下がってきます。材料費も下がってきて、施工費も下がってくるので、それでやってもある程度の利益は確保できると。

何でこういう利益が確保できる仕事をやっているかというのは、いわゆる自然エネルギーを使って、要は二酸化炭素の排出ガスを減らそうという趣旨と、私は原発をとめると、そういう趣旨があるのではないかと考えております。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩にします。

休 憩 午前11時36分

---

再 開 午前11時44分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を再開します。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは引き続き、太陽光の出資の補正予算についてご質問させていただきます。

この太陽光事業、先日は阿見の町議会で提案されましたが否決されました。私は詳しくその否決の理由は理解しているわけではないんですが、全般的な太陽光事業に対するまだ不透明な部分、パネルの稼働年数、それが各種、各メーカーによってばらつきがあるだろう。実際に、その研究成果のほうも把握、社会通念上、まだ信用が届いていないために、これはちょっと危険だなという、そういう流れもあって、阿見のほうでは否決したのかなと思う次第であります。

しかしながら、県内でも水戸や美浦とか、もう数町歩の形でやっているわけでございますけれども、今回出資だけの補正だけではなくて、宮嶋市長はもうこの太陽光の取り組みを数年来注視しているということですから、なおさらこの出資だけではなくて事業概要全般をご提示いただいて、議会も将来的な脱原発には賛成しておりますから、ぜひそういう点を踏まえて慎重なご提案をいただきたかったということをお願いいたします。

そこで、先進事例のほうですね。どこまでこの出資の補正を出すに当たって、担当課では具体的に利益がどのぐらい出るだろうという見込み等がわかれば、我々としてもぜひ取り組みたいところなんです、阿見町等の先進事例についてお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

阿見町が必ずしも私は先進事例だとは思っていません。というのは、阿見はたまたま土を取った場所が共有地みたいなところがあって、そこにやるということで地権者に話が行ったわけですね。それを市で取り組もうということだったんだけど、阿見町の議会の反対理由というのは、

いわゆる長期買い取り制度そのものが不安だというのが理由だったんです。新聞によればですよ。新聞によれば、長期買い取り制度が不安だと。だから、これは国の法律を信用しないということですから、これはその先はないんですが、私はさっきから申しているように、金利リスクがあると。金利リスクはもちろん普通のほかの仕事でもあるし、市役所も金利リスクは持っています。

ですから、私は早く財政改革をやって借金を減らすべきだということを言っているわけですが、しかし、この太陽光発電事業というのは、何も行政で何でもかんでもやらなくてはならない事業ではないわけです。これはやればやったほうが二酸化炭素の削減にも通じるし、脱原発にもなるということで、やればやったほうがいいんですが、例えば保育所事業であるとか、ほかの福祉事業であるとか、そういった行政で何でもかんでもやらなくてはならない事業ではないので、しかも株式会社で民間でやっている仕事ですから、民間でやっている仕事ですから普通の会社でできるわけです。ですから、民間会社は一斉に太陽光発電に相当の会社が興味を持ってやっているわけですが、もう工事も間に合わないと言われるほどやっているわけです。

今回、市で、何で、じゃそこへ市が出ていくのかと、この真意なんですが、民間会社ではまず確実にもうかる大規模なところしかやらないです。大体基準は1メガかなと思うんですね。民間会社で産業用にやるのは1メガかなと思うんです。最低でも500キロワット。そこらの事業規模がないと管理するのが大変です。かすみがうら市だけにあっちこっちつくれば管理がしやすいですが、民間会社の場合は水戸にもやる、大きい会社になれば、とにかく数県にまたがるわけです。あるいは茨城県の会社でも、茨城県の一帯にまたがる。そうすると余り小さいところを幾つもつくってしまうと、管理が容易じゃないです。草だって刈らなくてはならないし、管理が容易じゃない。盗まれたら大変だし。盗まれるのは保険に入りますから、ある程度回避できるとしても、やっぱりそういう管理体制も必要です。

ですから、そういうことを考えると民間事業者が、もう一つです。もう一つあと、土地を貸す場合、農業委員会の委員長とも話したんですが、土地を貸す場合、農家の方は市が間に入っているんだと、間に入っているというか、市の会社なんだよということであれば貸してくれるんです。きのう実際に4町歩の話があったのは、市だから貸すという話なんですね。市じゃなくて民間会社でもやっているんだから、そっちへ貸してくれないかと、市ではあえて何も4町歩のところは確実にもうかるわけですから、民間会社だったらもう喜んで飛んできます。だから、それを民間会社でやらせてくれないかと言ったら、民間会社を紹介するよと、いっぱい来ていますから、民間会社は。だから、民間会社に幾らでも紹介して民間会社にやってもらえば、わざわざ市の会社がやる必要ないですね。民間会社の分野を市の出資した会社が侵すつもりはありません。それは民間でどんどんやってもらおうと。ただし、今言ったように、農家の側が、市が関与しているんだったら20年間貸すよと。20年間で見ないとやっぱり採算に乗ってきませんので、相当長期間になります。普通の農地の貸し借りだって、農業委員会であっせんしているのだから6年ですから、20年間というのは相当長期間になります。それを安定的に貸してもらうためには、やっぱり特に農地の場合は市がやるという意味があろうと思います。

そういう意味で、市がリスクをとらないで、リスクは100万円のリスクで、リスクをとらないで、しかも、そういった二酸化炭素とか原発に対応できる、そういう貢献ができる、しかも、市民には余り迷惑をかけない、万が一のときにも金利リスクが、国債が暴落しても、それは市が持

っている借金はしようがないですよ、これは。保育所をやったり、社会福祉事業をやったり、学校をやったりして借金してしまったのは、これはリスクは逃れられないですよ。行政の金利リスクは逃れられないですが、あえて太陽光までリスクしよい込むことはないし、太陽光は億の金が投じられますから、相当の金利リスクがあると考えerしかないわけです。それを市のほうへリスクをしよわせるというのはよくないという判断から、私は株式会社を選んでいるんです。

そういう意味では、阿見は決して先進事例とは言えない。結果的に阿見は事業者が多分やるような話に今行っていると思います。そうすると地権者は不安なわけですよ。事業者と相對契約になりますから。そこのところを解決しようとして、阿見は市がリース事業でやるんだよと言ったわけですよ。20億かけてリース事業でやるんだよと言ったわけですよ。リース事業ですから、事業責任はその金利リスクが、金利が上がったときに、リースのリース料も上がるわけですよ。そのあれはまともにしよってしまうわけですよ、市が。21億分のリース物件に対するリスクは市がしよってしまうわけですよ。だから、決して先進事例とは、私は阿見は言えないと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長に今ご答弁いただきましたけれども、ご自身で、私が一番初めに申し上げたことをお認めになるようなご答弁であったなというふうに感じる次第です。あえて株式会社とするのは、市に借金を背負わせたくないからというふうなことですよ。

そういったところで、再度お尋ねしますけれども、まず通告として、地目、こちらについてお尋ねするんですが、先ほど農業委員会の会長さんとの話の中では、市が関与すれば地権者のほうも協力的であるということとともに、私は特にかすみがうら市の土地利用においては、市街化調整区域のほかに、無指定の区域もあります。そういった中で、株式会社ということであれば、課税の経費としてももっと圧縮できるのかなと思う次第なんですけれども、改めて農業委員会の事務局長さんにお尋ねしておきたいんですけれども、農地として太陽光パネルを設置している先例というのはどの程度あるんですか。ご説明いただきたいんですが。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

今の古橋議員のご質問なんですが、農地として太陽光パネルを設置している、県内では18カ所ございます。それで、農地の面積だけなんですけど、5万6000平米を使用している、これは県にかけた農地転用の諮問の内容でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

18カ所で5万6000平米ですから、そんなに大規模ということではないのかなと思うんですけれども、これが大規模で農地でやらせてもらえるなら、会社としての運営も大分楽になるのではないかなという次第でございます。

私は、先ほども申し上げたとおり太陽光の取り組みについては賛成であります。エネルギー全体の中でこの新エネルギー、執行部から全員協議会のときに配布いただいた資料、表紙をめくった1ページ目、この中に新エネルギー、ほかの原子力や火力に対しての割合は小さいんですよ。こういったところから2億、3億を投じて取り組むこと、これが脱原発というところに方程式として整うかという、まだまだもっと技術開発が進まないといけないんじゃないかなというのが、社会通念上の中でなかなかあいている土地があっても太陽光事業が進出してこないということだと思います。

市長は、やるからには、もう数億かけるというようなご答弁がありましたけれども、まずこの出資の100万円という中で、実際事業を起こすときに抵当に、担保に入れる、これが私としてはどのようにいたすのかなと疑問のところなんです。ご答弁いただけますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは銀行とのあくまでも話し合いであります。どうリスク回避するかという銀行の立場に立ったときに担保をもらう、保証人をもらう、それ以外の何か担保をもらう、いろいろな方法があると思うんですが、今までの話、銀行とちょっと話、あしたまた銀行と話をするつもりですが、銀行の基本的な考え方は、特定の銀行ではなくて、新聞報道等による銀行の、金融機関のこの事業に対する考え方というのは、やはりさっきお話したように国のこの太陽光発電に対する、あるいは風力に対する法律がベースになっています。長期間、長期定額の買い取り制度というのが何よりの担保になっています。ただ、実際に事業が始まったときに、担保物件として一応パネル自体は担保に入れるようなことになるのかなということは想定しております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

その担保にパネルを入れると言いますが、太陽光の事業の執行部からもらった資料にもありますけれども、パネル自体は3割程度なのかなと思うんですよ。それ以外は信用貸しということですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

結局、そういうことになろうと思います。何を信用しているかというのが、今言ったように国の法律を信用するから成り立つ事業だと、そういうことです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

通告したことをおおむね今お伺いしましたけれども、先ほどちょっとお伺いするのが漏れたことがあります。まず庁舎の発注方法ということで、市長は一括で高上りを避けたいというようなお話がありましたけれども、実際事業者の立場からすると、建築、土木、これは入札で公金、

税金を払って設計額を決めたにもかかわらず、そこからもう2割、3割は当たり前という、こういう風潮は、私はこれはいろいろな意味で改善していかなくちゃならないのかなと思うんですよね。そういうものをゼネコンに1発で2割、3割カットさせる、こういうこと自体が今までのこの当たり前のようにやっている行いの中が、結果が、こういう景気のなかなか脱却できない一つでもあるのかなと考える余地はあると思うんですよね。

ですから私は、分離ということでご提案申し上げていたんですよ。実際、そういう高上がり avoidance というのはそういうことなんですか。入札で税金を払って決めた設計額、これからさらに2割、3割の中で競争させる。何のために税金をかけて設計額を決めたのか、これが特にこのかすみがうら市にとっては、市内の事業者の皆さんに活力を与えるためにも、復興として、私はチャンスを与えるべきかなと思うんですがいかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、この一括にしたほうがいいたろうという大きな2つの理由を整理してみると、1つは仕事がやりやすいということですよ。1人の管理監督者がいて、全部調整していったほうがやりやすい。それともう一つは、例えば工種を10に分けて分離発注した場合は、一つ一つに経費率がかかってきますから、それだけ経費がかかるわけですからね。みんなが管理監督やって、調整しながらやらなくてはならないので、それだけ管理費がかかります。諸経費がかかります。ですから、諸経費の部分で10者なんかに分離発注したら、恐らく二、三割は確実に高くなると思います。そういう理由で一括発注、特にこれは改修工事であるということを前提にして一括発注でやったほうがいいんじゃないかと。分離発注も下小なんかでは分離発注で現在やっているわけですが、この改修に関しては一括のほうがいいたろうという判断でございます。

それと、2割、3割カットしている業者ももちろんいます。2割5分ぐらいカットしている業者もいるんですが、設計価格からカットしている業者もいますが、今の一般競争、500万以下も私は一般競争にするべきだということを言っていますが、佐藤議員からもご指摘を受けておりますが、500万以下も一般競争に回せということを言っています。

その入札のシステムですが、その入札のシステムを基本的に勘違いされているようなので、今入札のいわゆる予定価格の決め方はくじ引きです。だから、設計価格に対して97%になることもあるし、だから97%で出した人がいればそこで落ちる可能性もあります。ほかの人がもっと高くても、91%になる可能性もあります。92.5%も95.3%もあり得るわけですから、くじ引きですから。だから、皆さん自分ができる値段で出せばいいわけです。自分はこの工事については92%、設計価格は公表されていますから、設計価格が決まっているわけですから、1000万なら1000万と。自分は92%でできるとしたら92%で出せばいいんです。何も89.9%で出す必要はないんです。できる値段で出せばいいんです。何でそれをやらないのかなと思うんだよね。私のほうが不思議に思っています。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）



お昼の鐘が鳴りまして、続いて申しわけないんですが、市長が今答弁していることを、私は庁舎の工事で求めたいんです。だから、高上がりになることを避けたいとおっしゃっていましたよね。それが結果として、ゼネコンでは市外の業者でしょう。それを1割から2割とたたかれていますよ。なかなかそれは地元を使わないで、取引がもともとあるところを選定してってしまうわけですよ。そうすれば枠が小さくなるでしょう、地元が仕事をもらえるチャンスというのが。ですからそれを、今回は復興のシンボルですから、ぜひ分離でやってもらいたいということでしたんですよ。

だから、具体的にその落札率をこういう形でやっていますとご説明がありましたけれども、それはそのとおりでいいでしょうよ。この庁舎に関しては、時間が1割、2割増したとしても、今まで設計とか議会リコールとかと、さんざん時間、取り組みがおくれたわけですよ。それを今さら工事を早くやらせたいとか、これは事務方の一方的な都合ばかりですよ。一括でやりたいとか。

私はさっき言ったとおり、その入札方法はどうあれ、地元で仕事をやろうという形がこの庁舎の復興の工事じゃないですか。私はそういう点で申し上げたので、別にもう時間がないですから、答弁は結構です。

それからもう一点……

もう一回。じゃ、いいです。後でお答えください。

今回、本来さっきの条例のことで給料の特別職の削減の中で聞こうと思ったんですが、補正に今回何も組み込んでいなかったんですかね。それをお伺いするという視点で、もし本人が、そのおやめになった方が全額戻さなかったら……

[発言する者あり]

**○5番（古橋智樹君）**

補正にないから、ないからお尋ねしているんですよ。何でないのかなと。ないから、ゼロだからお伺いしているんですよ。

だから、今回条例は出ているんですが、給料の削減の歳出の減はないですよ。

[「弁済額が」と呼ぶ者あり]

**○5番（古橋智樹君）**

弁済額も含めて、各特別職のね。金額が小さいからなんだろうけれども、それをお尋ねしたいんですよ。

[発言する者あり]

**○5番（古橋智樹君）**

いや、それは財政の部長で。

[発言する者あり]

**○5番（古橋智樹君）**

わかりました。そういうことでご答弁は結構です。

私は、1カ月分ずつ減額ということでやったとしても、補正で出るべきじゃないかなと思ったんですよ。それはなぜかという、お金を全部返したからその額でいいんですよけれども、もし返せなかった場合はその減額の率も違ったのかなという視点で、補正が計上されるべきだったなというふうにご指摘して、私の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の質疑を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午後 0時10分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次いで、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

午後からの質疑、ご苦労さまです。

議案第78号で、24年度のかすみがうら市一般会計補正予算の中で、環境保全の推進事業、いわゆるメガソーラーの事業を実施する株式会社への出資金100万円についてご質問いたします。

当市では、地球温暖化対策実行計画地域施策編というのが作成されております。この中に、事業体、メガソーラーに限定しているこういう項目がなかったんですが、こういう考えは、この中にはあるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員さんの質問にお答え申し上げます。

当市では、地球温暖化対策実行計画書が作成されています。この中に、事業体をつくる計画があるかの質問にお答えします。

計画の資料につきまして、皆様に事前に提供を求めるといことですので、資料を第3次温室効果ガス排出専用実行計画書、平成24年3月、配布させていただいています。

地球温暖化対策実行計画書区域施策編の策定につきましては、都道府県指定都市、中核市、特例市が義務化されております。当市につきましては、ほぼ同様の内容となる第3次温室効果ガス排出抑制実行計画書、平成24年3月策定、かすみがうら市がごぞいます。内容につきましては、京都議定書におきまして、温室効果ガス排出量を、2008年から2012年の5年間で1990年のレベルから6%削減することが目標と定められていること。市の施設等につきましても、この地球規模的な温室効果ガス排出量の削減目標と省エネ法で、年1%の低減が求められていることから、温室効果ガス排出量を、平成22年度から平成28年度までに5%抑制する計画を作成し、内容は、市が管理する施設及び公用車等の燃料の使い方、節約方法等となっており、今回のソーラー発電の

設置や、事業体をつくる具体的な計画をしているものではありません。

ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

つまりこれは、京都議定書に基づいた地球温暖化対策の実行計画で、庁舎内でのCO<sub>2</sub>をいかに削減するかということだけであって、太陽光発電のことについては、全くここには書いていないということなんでしょうか。つまり、いわゆる自然再生エネルギーについては全く考えていないと。ちょうど24年3月なので、それに、検討もしていないということですか。答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

詳細の内容につきましては、所管であります環境保全課長のほうから答弁申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（小座野定信君）

環境保全課長 根本一良君。

○環境保全課長（根本一良君）

お答えいたします。

今のご質問に対してでございますけれども、この計画については、市の管轄する市庁舎とかそういうものに対するの節約に対する、簡単に言いますと節約に対する計画書でございます。そういうことでございますので、ソーラー的なものの発想とか、そういうものはございませんでした。以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これをちょっと見ますと、施策の内容について、地球レベルでの温暖化、環境問題の改善に向けて国や県と連携し、市民や事業者への啓発を図りますと。それから、公共施設における二酸化炭素などの温室効果ガス排出の削減を計画的に進めますというのが主になっていると思うんです。つまり、自然再生エネルギーという観点で、この計画をなぜつくらなかったのか、これについてお答えがないんですけれども、これは検討もしなかったんですか。

○議長（小座野定信君）

環境保全課長 根本一良君。

○環境保全課長（根本一良君）

先ほどもご説明いたしましたけれども、市庁舎内の節約というか、そういうものを主眼とした計画書でございましたので、そういうものについては、検討はした経過がございません。

ただ、地球温暖化という中で、拡大解釈といたしましては、メガソーラーとかそういうものの中には入ってくるかと思えますけれども、現実、この計画書をつくった場合には、それについては検討しませんでした。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。ですから、庁舎でのCO<sub>2</sub>削減、庁舎でいかに削減するかということだけが主体であったということですね。ですから、事業主体はかすみがうら市だということだと思います。

それと、事業体、メガソーラー事業を実施する株式会社に出資するとしておりますが、土地の選定とか業者の選定というのは、どのように行おうとしているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

具体的に、今、土地が、まず会社ができていないわけでありますから、話のしようがないわけですが、想定されるような土地は、例えば遊休農地であるとか、あるいは役所の建物の屋根なんかも対象になり得るかなと思います。

業者の選定であります。業者というのは、会社が業者でありますので、ただ工事業者という意味であれば、会社が直接職人を雇って施工するということはないと思いますので、例えば関東電気工事とか、何々電気株式会社とか、そういうところに工事は頼んでいくと、そういうことになろうかと思えます。また、保守点検業務については、やっぱりそういう専門の保守点検業務の資格者を抱えているところがありますので、そういうところに委託していくことになるのかなというふうに想定しております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

事業体というのは会社のことを言うんです、私が聞いているのは。つまり業者です。つまり、どういう会社、想定されるような会社というのは今市長の頭の中になのか、そのことなんです。

それから、今想定される土地というのは、耕作放棄地だとか遊休農地だと。あと、庁舎の建物のところを対象にすると言っていますが、それについても、市長のイメージというのは、全く今の段階でもないのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

業者というのは、株式会社が業者なんです。市が出資する株式会社が業者で、もちろんその株式会社が直接職人を雇って工事することもできますが、また別のリスクが出てくるので、それは余り考えにくいと思います。専門の業者に、いわゆる下請に頼むわけです。下請というか、関連する業種の業者をお願いして、契約して頼んでいくということです、工事そのものは。

あと、想定する土地であります。全く当てがないということではありません。話があるだけで、20町歩ぐらいの土地が話に出ております。具体的に、例えば深谷あたりの遊休農地であるとか、あるいは雪入あたりの農地も対象に、ちょっと話はあります。さらには、宍倉地内のほとん

ど使っていない土地みたいなものも話があります。具体的なところは挙がっておりますが、何しろ、会社を立ち上げないうちに話を進めてしまうわけにはいきませんので、話だけ出ているというところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、深谷だとか雪入とか穴倉の、そういうところの、20町歩くらいの耕作放棄地を言っているのかどうか分かりませんが、それくらいの場所があるよと。いずれにしても、決まってから、いろいろ地権者との話し合いがされるというふうに思われるんですが、そういう意味なのかどうか。

それと、事業主体となる民間会社、市が出資した。その民間会社が、実際に事業に賛同して手を挙げるといふ、こういう見通しも全くないんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

純民間の会社でソーラーをやろうとしているところのことですか。それはあります。それは具体的に取り組んでいるようなところも、対象地を決めて、具体的に取り組んでいるところも何か所かあります。それとは、市が出資する会社は別のところをやります。そういう会社がやらないところをやるわけです。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

きょう、定款なんかが出ました。そういう意味で、私が3つ目の質問で、市長が脱原発という立場で、自然再生エネルギーの開発を目指すという発想とか取り組みというのは、非常に評価はしたいと思うんです。ただ、具体性が、いわゆるイメージがなかなか私たちにとらえにくい、把握しにくいというところが難点なんです。これ、9月の定例議会から、また今、11月の頭ですけれども、産業建設委員会なんかで十分に審議して、理解を受けるかどうかは別にしても、これをきちっと提案して、そこで詰めるということで考えるべきではなかったのかなと思うんです。臨時議会で補正予算化するのには、私はちょっと拙速過ぎるかなと。12月の議会に改めて産業建設委員会を開いて、その後再提案するというお考えはございませんか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

このソーラー事業そのものが、いわゆる定額長期間の買い取り制度ができて、当初は、例えば4月ごろにはまだ情報が交錯していたんです。何しろ、事業自体が新しいものですから、しかも脱原発ということで、走りながら考えているような面があるわけです、政府自体も。ですから、それにおっついて、いわゆる民間部門で動いているわけです。ですから、阿見なんかも、議案は出したけれども挫折したということがあるわけです。

それで、何でこの11月、今の臨時会なのかということなんですが、9月のときには、まだ十分

煮詰まっていなかったんです、この事業自体についても。民間会社だけでできるのではないかということ、実は私は、そういう可能性も9月の時点では考えておりました。民間会社だけでは無理かなと思ったのは、やっぱり地権者の意向なんです。あるいは、公共施設の屋根。例えば、公共施設の屋根、具体的に言えば、この庁舎の屋根に太陽光発電をつけるという場合は、小規模ならば単年度の公費を使ってやってしまってもいいと思うんです。

しかし、小学校の屋根面積が大きいところを全部、例えばソーラーをやるという場合は千万単位の、もちろん数千万の金がかかると思うんです。その数千万のお金を、市が直営ということは単年度ですから、単年度で設備投資して、長期間では元が取れるわけですが、それだけやっぱりリスクが多くなりますよね、単年度で大面積を投資するという事は。それしかないわけですから、市が直営でやるとすれば。そうすると、本来の行政事務とは違う部門に、太陽光発電事業だって、行政がやるべきと言えればやるべきことでしょうが、幾らでも民間でできるところがあるわけですか。かといって、穴倉小学校の屋根を、例えば民間にお任せしようとしても難しいところがあるでしょう。

しかし、市がやるということになればスムーズに行くと思うんです。リスクは株式会社のほうが持ちますので、市の直接の単年度の予算でやらなくて済む。小回りがきくということです。そういうこともある。あるいはさっき言ったように、地権者の、どうも実際に民間の事業者が地権者に当たったときに、市が間に入ってくれるといいんだがなという、地権者の話も出てきました。

そういう中で、民間事業者ができないところは市の100%出資の会社がやれば、補完できるのではないかと。あくまでも民間事業者の補完です。市が中心になって、どんどんやるというんじゃなくて、民間事業者でやってもらえるところは、できるだけ民間のほうへ仕事は回してしまう、場所も回してしまう。それができないところを拾っていく。かといって、採算がとれないところをやったのでは、今度は市に損害をかけてしまいますから、やっぱりある程度のボリュームがあるところを対象を選んでいく必要があります。

ですから、最低5反歩であるとか、そこら辺の土地が対象になるのかなと思いますけれども、それは、私が今5反歩と言うのは、事業展開の場所が市内が中心になりますから、保守管理をするのに、3反歩でも5反歩でもできるということになれば、3反歩のところも対象になってくると思います。そこらは採算を考えながら独自に動く。独自に動くためには、やっぱり民間会社をつくったほうがいい。役人がやるんじゃなくて、例えば想定しているのは、その事業計画を立てたり、資金計画を立てるのは、銀行の支店長クラスを引っ張ってきて専務に据えろとか、そういうことを想定しております。

#### ○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

#### ○8番（佐藤文雄君）

今、地権者の意向、民間で立ち上げようと思っていたと。できるだろうと。ところが、やはり事業を起こすに当たっても、市の担保というのが、例えば耕作放棄地であっても、地権者が納得できるには、市が後ろ盾になっている民間会社であれば可能だと。そういう話が具体的にあったみたいと言っているんですが、そういう具体的な話がまずあったのか。

それと、民間だと、単年度じゃなくて小回りがきいて、それがリスクを市も負わないと。そう

いう点はいいかと思うんです。いわゆる民間の事業の補完という形で、民間も独自にやってもらって、市が一つのきっかけにしていくということは非常に積極的なんですけれども、もう一つ、どうして12月定例議会、つまり産業建設委員会できちんと議論して煮詰めて、12月の議会にきちっと出したほうがスムーズのような気がするんです。11月の臨時議会にぽんと出すと、ちょっと拙速かなと思うんですけれども、そこについてはどうお考えなのか。

その3点をお願いします。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

これは、今では業界共通の認識事項になっているんですが、大体11月が、今年度3月までに東電の認可をもらうための準備作業に入るタイムリミットだと言われています。11月いっぱい準備作業に入らないと、3月に東電の認可をもらうために間に合わなくなってしまう。3月いっばいに認可をもらえないと、東電の認可がおりないと、42円はだめになります。来年も38円で、38円になるか、36円になるかわかりませんが、来年度も恐らくまた単価が変わって続くと思うんですが、42円に間に合わせるためには11月が一つの目安になっていると。

ですから、今の時点で議会承認になれば、会社はすぐつくれますから、その会社の名義のもとに農業委員会に申請ができる。あるいは農振除外が必要であれば、農振除外の準備ができる。土地の具体的な折衝も含めて、土地の準備が具体的な土地名が挙がってスタートできれば、何とか3月には間に合うかなというのが今の業界の常識です。

それと、具体的な地権者で、実は例えば、もうある程度公にしてもいいと思うんですが、安食地内に2ヘクタールぐらいの土地があります。これが当初、市でこういうことを今考えているのだがどうだろうと打診したんです、地権者の方に。そうしたら、市がやるんだったらいいよとこういう返事だったんです。その後、具体的に事業をやりたいという人が市内に来ていますから、その人にどうだろうか、やってもらえるかなと言ったら、自分のところのリスクでやっていいと言うんです。再度地権者のほうに、市が借りるんじゃないかと、土地を直接、市以外の事業者とやってもらえますかと言ったら、それでもいいということになったんです。その場合は、事業者にお願いしてしまう。

それから、深谷の場所については、事業者から話があったんですが、事業者のほうが、土地の貸し借りがうまくいかないんで、事業者がやるということで、事業者が逃げてしまったという、いつの間にか話がなくなってしまったんだと。そういうところは、市が入ってもらえればできるんじゃないかという地元の人の話もあります。

そういう具体的などころもある程度挙がってはおりますが、いずれにしても、11月中に具体的な場所を決めてスタートするというのが、42円の今年度の東電とのやりとりの中では、大体今月がタイムリミットだということで、あえてお願いしているところです。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

だから、来年の3月までに、42円の東電の買い取り価格に間に合わせるためには11月が限度だ

と。11月には準備を始めないと間に合わないということだと思っんです。

新たな名前が、安食が出てきました。2ヘクタールの土地。そういう意味では、かなり具体的なイメージが市長の頭の中にはあるのかなというふうに思いますが、産業建設委員会に話をして、また決定するという方法も考えなきゃいけないんじゃないかなと思っんです。

いずれにしても、買い取り価格というのは、1年ごとに毎年変わるわけでしょう。変わりますよね、法律によって。もちろん、下がってきている現状があるということがありますが、やっぱりもうからないと、民間の事業者なんかは普及できなくなりますよね。そういう意味では、国のほうも、太陽光なり自然再生エネルギーを積極的に進めようという立場になれば、そんなに買い取り価格が下がるものではないというふうに、私は思っんです。

日本共産党というのは、多くの事業者が参加できるように、買い取り制度を改善して、全量買い取りを求めているんです、そういう意味では。だから、市長もその立場で国に要求していけばいいんじゃないかなと思っんです。ですから、どうしても、何が何でも今でなければだめだ、12月という、そういう定例会ということ視野に入れてやるということは、どうしても考えられないですか。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

私はそんなに難しいことだとは考えておりませんで、民間事業者の頭ですから、頭そのものはもう民間事業者になっているので、何でそんなに時間をかけるのかなと逆に思っんですね、できることを。11月に、固定長期買い取りの42円というのは今月がタイムリミットなので、今月やりたいと。今月の議会でお願いしたいと。そういうことで、全協でも説明しているし、また、先般議長のほうから、もう少し説明してほしいということなので、幾らでも説明しますよといって話をしているうちに、全協を開いてもらえなかったので説明の機会を逸しましたが、資料だけ配らせていただいたような経過がございますが、何でそんなに時間をかけるのかなと、逆に。できることを何で早くやらないのかなと。議会で、役所の中ですから、民間の感覚になかなかいかないのかなと思っんですが、この事業自体は、民間の感覚でやらないと全然できないので、ちょっと私は、何で先延ばしするのか解せないところがあります。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

市長が民間の頭になっているというのは、別に市長の考え方でいいんです。ただ、議会と首長が二人三脚でやる場合は、やはり議会の理解も得なきゃいけないですよ。市長は、何でそんなにかけなきゃいけないのかと思ったって、実際に提案したのは1週間前ですよ。4月の段階では、まだ煮詰まっていなかったと。突然、9月になったら、やっぱり民間じゃ立ち上がらないから、じゃ市がやるかという話になって、急に出されたということになってしまうじゃないですか。だったら、もうちょっと、民間にやらせると言うんだったら、その話をその前にやってもよかったですんじゃないですか。市が出資するという話だって、そういうイメージもあるということ言ってもらってもよかったですんじゃないかなと思っんです。



だから、全量買い取りをどんどん積極的に求めていくという立場と、議会の理解を得るということは必要なことだというふうな認識をしていただかないと、やっぱりいろいろな事業が進まなくなってしまうんじゃないかなと逆に心配しているんです。その点について。

あともう一つあるんですけども、その点についてお答えいただきたいのと、日本共産党は、再生可能エネルギーであっても、その導入に当たっては、環境基準の設定とか、環境アセスメント、この実施を求めているんです。環境基準の設定とか環境アセスメントについては、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、議会に対する説明責任なんですけど、先週、議長から定款の具体的な内容と、それから事業計画のもう少し詳しいところということで、今回、けさ出させてもらっているものなんですけど、そういったものを出してほしいというような話がありました。それはすぐ用意できますので、すぐ全協を開いてくださいとお願いしたんですが、全協を開く必要がないということなので、きょう朝お配りしたようなことでありまして、そんなに難しい話ではないと私は思っていますので、これ以上の詳しい説明というのは、もうこれ以上余りないんです。

それと、環境アセスなんですけど、そもそも太陽光発電は、民家の屋根であるとか、倉庫とか工場の屋根、あるいは農地でも問題ないですし、余り山林は適さないんです。何でかという、山林を伐根してやってしまうなんていうことは余り考えられないです。ですから、極めて、畑作物が電気になったみたいな感じで考えても余り問題ないのかなと。ハウス施設みたいなもので、今まで農地に平らに降っていた雨が、ハウスができると、ハウスの下は雨が降らないですよ。それと同じように、パネルの下は雨が降らないけれども、水全体は同じような形ですから、形状を大きく変えるということは太陽光発電ではやらないです。逆に、やったら合いません。ペイしないんです。山林なんかを、ブルドーザーで伐採して押しまくってやるなんていう、そんな大きい工事をやったら全然ペイしないんです、設置費が高くてついてしまって。ですから、畑の作物が、電気ができたという感覚で考えてもらえれば、そんなに環境アセスというほど必要性はないのかなと思いますけれども。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、再生可能エネルギーの太陽光パネルだったら、環境アセスメントは要らないとおっしゃいましたけれども、やはり公的な立場という、市のほうが出資していますので、市がやるということになれば、民間会社ではあっても、何らかのトラブルを予想しなくては行けない、予見しなくては行けないということがあると思うんです。そういう点では、環境アセスメントというのは、必要不可欠な課題だなというふうに思います。

どうしても市長が、これ以上の説明は無駄だということであれば、ここで判断するしかないと思いますが、やっぱり一番大事なことは、十分に理解を図った上でやるということが求められているんじゃないかなと思います。

以上、終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

次いで、発言を許します。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、議案第78号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）について、その中の、千代田庁舎耐震補強工事に関して質問させていただきます。

1点目は、財源についてですが、通告では災害復興特別交付税と書いてありますが、震災復興特別交付税と訂正して発言させていただきます。

財源の中に震災復興特別交付税とありますが、この交付税の交付の条件、そして交付される額の算出方法等について、どのような形で算出されたのかをお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

災害復興特別交付税の交付条件と、交付される額の算出方法についてお答えいたします。

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことのないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については別枠で震災復興特別交付税として交付されることとなっています。

この震災復興特別交付税は、国庫補助事業の地方負担分及び地方単独事業分、地方税等の減収分が措置されることとされており、これらについては実質負担ゼロとなるものでございます。

交付の条件ということでございますが、東日本大震災に伴う災害復旧事業や、復興交付金対象事業とされたものについて対象となるものでございます。

交付額の算定については、市負担分の全額ということでございます。

なお、対象となった経費等につきましては、平成24年3月29日の全員協議会において、資料の提出と説明をさせていただきましたとおり、復旧の補助及び単独事業に係る分、すなわち今回の千代田庁舎耐震補強工事につきましては、庁舎の災害復旧部分が算定となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

平成24年3月29日の全協で説明いただいているわけですが、この説明は、平成23年度分の補正と。23年度分の震災復興特別交付税で約2億9300万。これには庁舎の復旧費用は入っていないと思います。今回、平成24年度分で庁舎復旧ということで、2億6400万円を請求し交付されると。この交付額はどのようにして算出されたのかと。

先ほどは、市負担分の全額という説明をして、その後最後に、庁舎の災害復旧部分が算定となりますということですが、災害復旧部分というのは、今回の震災庁舎の耐震補強工事のどの部分を言われているんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

川村議員のご質問にお答えいたします。

災害復旧工事ということでございますので、もとに戻すというのが原則でございます。今回、補正予算書が上がってきてございますけれども、検査管財課のほうの中で、耐震補強工事と復旧工事とその他工事ということで内訳をつくっていただきました。その中の、直接工事費と諸経費と消費税を足した金額の、復旧工事に係る部分について、今回の震災復興特別交付税で予算を計上させていただきました。

本来であれば総務部長の説明になるかと思うんですけれども、一応、復旧工事部分につきまして、2億1057万円という直接工事費が、財政課の予算見積もりの中に上がってきてございます。それに、諸経費分と消費税を足した部分。内容を見てみますと、復旧工事に係る部分ということで、全部で19工事ごとに上がってきてございます。簡単でございますけれども、工事ごとに読ませていただきます。

外部足場ということで、直接仮設工事、防水工事、外壁改修工事、内装工事、家具工事、動力設備工事、コンセント設備工事、照明器具設備工事、非常放送設備工事、電気時計設備工事、出退表示設備工事、自動火災報知設備工事、電話LAN設備工事、音響工事、撤去工事、排水通気設備改修工事、衛生器具設備工事、消火設備改修工事、空調設備改修工事、こちらの項目ごとの内容で積み上げてきたものの部分について、今回の特別交付税の財源とした次第でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今の説明でも、内容としてはやはり原形復旧分ということで、耐震補強は全く入らない。逆の見方をしますと、原形に戻す費用は国が出すよと。もしそのままでいたら、もう一度大きな地震が来れば、壊れちゃいなさいということですよ。

でも、原形復旧するということであれば、耐震まで考えて請求してもいいんじゃないのかなという気がしたんですよ。その辺は全然交渉はされていないわけですね。対象にはならないというのが、耐震補強は交付税の対象にはならない、そういう取り決めがあるということによろしいんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

この後の2番目、3番目の質問にも影響してくるかと思うんですけれども、まだ、今回新たに発表されました新しい起債の内容について、まだ細やかなメニュー等がこちらのほうに、国から指示が来ておりませんでしたので、現時点で積算する中で、耐震補強工事につきましては、全国防災事業として扱われております緊急防災減災事業債という、該当する市債事業を当て込んでおります。

したがって、今後新しい起債のメニューが発表された段階で、もしくは先ほどの交付税の

ほうであれば、当然補助事業と同じような扱いになりますので、少しでも起債じゃなくて特別交付税で扱っていただけるものがあれば、今後の県との協議の中で、財源振りかえを検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

2点目ですけれども、庁舎の修復の財源としまして、震災復興特別交付税、そして東日本大震災復興まちづくり基金、そして千代田庁舎災害関連大規模改修事業債、大きくこの3つを充てるとしておりますが、市長は常々、起債は借金だと位置づけ、借金はしないよと発言しているように私は記憶しております。そうした考えがありながら、今回の庁舎修復に当たっては、総費用の約28%相当分に当たります財源に基金を充てないで、起債を充てております。なぜ起債を充てたのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

2点目のご質問の、基金を充てないで起債とした理由につきましては、本件の起債は、耐震化分につきましては、先ほど説明しましたとおり、全国防災事業としての緊急防災減災事業債、充当率100%で、交付税算入率が70%でございます。庁舎の復旧に対して起こすことのできる新たな地方債、先ほど説明しましたとおり、まだ細やかなメニューが出てきていない地方債でございますけれども、こちらにつきましても、充当率が100%、交付税算入率が70%を見込んでおります。災害復旧部分原形復旧については、先ほど言いましたように震災復興特別交付税を見込み、それ以外の改修については東日本大震災復興まちづくり基金を充てる予定としております。

今回予定している起債につきましては、先ほど言いましたとおり、充当率、交付税算入率を見ていきますと、合併特例債が充当率95%、算入率が70%よりも有利な起債でございますので、今回、起債を充当した次第でございます。なお、基金は、今後の事業の財源として活用することが可能でございますので、交付税措置のある今回の起債については有利な手段と考えております。

また、もう一つ、川村議員のほうから、市長が、借金はしないよというような問いがあったと思っておりますけれども、先ほど私が説明したとおり、起債につきましては、単純な、要は交付税の算入率の低い起債から、先ほど説明しましたとおり、交付税算入率の高い起債もございまして、市長が言っているのは、単純に起債がだめだと言うんじゃないで、そういうことだというふうに認識しておりますので、交付税の算入率のいい起債、要は適債事業に該当する起債については市長のほうと今後協議して進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今回の起債は、起債の中でも有利なものであるということで、30%の負担は市がするわけですよ。だけれども、有利だから借り入れる。ということは、借金はしないのではなくて、有利なものであれば借金は行う、起債を発行するということですが、いずれにしても、起債を発行する

ということは、市の負担はあるわけですね。その30%相当の負担が妥当なものかどうかという説明というのはやっぱり必要なわけです。

今回どうしても、その30%相当は必要であるという認識のもとに計画を立てられた。それとも、今後将来的に細やかな見直しというのがあれば、それはもっと減るかもしれないので、とりあえず今回は30%分の負担を考えたということなのかどうか、その辺はいかがですか。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

起債事業をするかしないかという点が一つあると思います。起債事業については、単純に1年で消化して終わってしまうものとか、短期間で終わってしまうものについては、起債事業はできるだけ使用しないほうがよろしいかと思います。起債事業というのは、今後の後年度負担に影響を及ぼすものがございますから、後年度において負担をかけてもいたし方ない事業については、起債を使うべきなのかなというふうに理解しております。

今回の仮庁舎の耐震補強工事につきましては、起債事業が妥当かどうかということだと思えますけれども、まず庁舎を耐震補強することによって、今後何十年間も使用できるのであるから、起債事業は、現時点ではやむを得ないのかな。ただ、市民の負担を考えると、当然補助事業がよろしいわけでございますけれども、現在補助事業もございませんし、できる限り一財を使っていかなないように、今後は努力しいきたいというふうには考えてございます。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

1番 川村成二君。

**○1番（川村成二君）**

3点目ですが、以前にも質問があったと思いますが、県内の他の自治体においては、庁舎の損壊に伴い新庁舎建設を計画し、国から全額補助を受けられることになったところもあります。

当市でも、全壊という扱いで全額国の補助を受け、市民の負担のない形で再建する方法をとることもできた可能性はあったのではないかと思います。見解をお伺いします。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

3点目の、全額国の補助を受けて、市民の負担がない形で再建することができたのではないかとしましては、今回の震災復興特別交付税の措置は、半壊、全壊した施設について建てかえた場合に、耐震補強を含めて適用されますが、被災前の入居職員数、1人当たり35.3平米によって、面積要件と平米単価、平米31万1000円が上限額となっていますが、そちらによって計算されるものでございます。場合によっては、全額を震災復興特別交付税で措置される自治体もあるかと考えます。

当市では、建てかえは可能ではございますが、平成23年度に庁舎の耐震診断の際に、被災判定を行っておりますけれども、その中では、被災度が中破と判定されていて、被害区分は一部損壊となっております。したがって、一部損壊であるため、原形復旧部分に係る部分について

は措置されることとなりますので、額については、現時点で算出方法等が国から示されておりません。半壊、全壊で措置される額よりは少なくなると考えております。このことから、現時点での市の負担、耐震改修を行うことは難しいと判断しております。

なお、先ほども申しましたとおり、今後は国の動向を注視するとともに、市民の負担ができる限り少なくなるよう検討のほうと、財源手当てを調整しながら行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

平成24年1月31日の全員協議会で市長は、庁舎は解体で動くことに決めたと説明しまして、議会に理解を求め、議会も賛同した経緯があります。そのときには、費用は全額交付されることも説明しております。しかし、今の説明では、一部損壊の判断が、平成23年の被災判定によって出された。そうすると、一部半壊であるため、半壊や全壊措置の額より少なくなる。もともと、庁舎の被害状況からすると、全壊扱いはできないというふうにも理解できるんですが、全壊扱いで解体すれば、もしそのまま実行していけば、費用負担は大きくなったともれます。実際、解体していないので、その算定はできませんけれども、要は、今回の耐震補強をして使用することがベストな選択であったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと質問の趣旨がよくわからないんですが、1月末には、全壊したから壊すと言っているわけではないですよ。状態は同じですよ。半壊ですよ。これは、はりや何かは、その後耐震診断を、耐震診断はそのとき出ていたんでしたっけ。出ていたんだよね。はりとか柱は大丈夫なので、耐震補強をやれば大丈夫だよということで、3案を出したわけですよ、これを壊してしまうのも含めて、使うのも含めて。それが、議会との再建委員会みたいなもので、議会代表も入っている18人でやって、再建するということになったんですが、その経過について何がおかしいんですかね。質問の趣旨がよくわからないんですが。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

1月の時点で、要は市長は、全壊で動くことを決めたので議員に了解してもらいたいと。県のほうへ申請する手続があったということですよ。その期限がもう来ていたので、ぜひ理解いただきたいということで、そう説明されまして、そのときの私のメモですけれども、費用は全額交付されるというふうにも聞いています。説明されていまして。その話をとって、全壊でやることと、今回の一部損壊扱いで耐震補強をする、要はどちらがベストだったということは、その時点ではっきりしていたのかどうかということです。現時点では、もう対費用効果という、費用という面で見れば、全壊でやるよりも一部損壊という扱いのまま耐震補強することのほうがベスト

だったのかということの確認です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは全壊ではないですよ。全壊ってだれも言っていないですよ。これは半壊なんです。私は全壊って言いましたか、この建物は全壊と。全壊だったら壊すしかないでしょう。だって耐震診断が出ているんだから、耐震診断が出て復旧可能だということは全壊じゃないでしょう。

[「全壊として扱うという言い方をされたんです」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

全壊として扱うということは言っていないです。全壊として扱ったら、だってこれを復旧するということは、3つの案があったわけですから。だから、これを解体して、全壊じゃないですよ。解体してこっちへ建てるという案は出しましたけれども、これが全壊扱いになるということは言っていないよ。全壊扱いだったら壊すしかないでしょう。再利用というのはあり得ないでしょう、全壊だったら。だから、その時点で全壊ということは、判定が出ていないわけです。使えば使えますよと、だから半壊ですよ。使えば使えますよということです。そうでしょう。

ただ、これを壊して建てかえてしまえば、建てかえたのは27年もつという一種のプレハブですから、鉄筋コンクリートじゃないわけです。だから、結果的にはそっちのほうが安くいくんでしょうけれども、でも、これを直しましょうということになったわけです。解体した場合に、その解体費用は、瓦れき処理の分についてはお金が出ますよと、そういうことを言ったのは覚えていますが、これが全壊であるということは言っていないです。全壊だったら、だって、直すということは選択肢に入らないわけですから。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私のほうの言葉の認識として、全壊扱いとして扱うような話をされたので、そういう話をさせていただきます。

今、市長は半壊という扱いを、言葉で話をしておりましたが、川尻公室長の話では、一部損壊だという判断ですので、もし半壊であれば全壊と同じ扱いになるんです。ですので、その辺で一つの線引きとしては、一部損壊か半壊かで大分違ってきます。ただ、現時点では、一部損壊扱いで原状復帰を果たして、それに対して耐震補強を行うというのがベストだというふうに認識しておりますので、市民の負担のない形が、今の形がベストだという理解をさせていただきます。

それでは、4点目ですけれども、今回の補正では、庁舎耐震補強工事という名称で予算計上しておりますが、市の庁舎は、市長や市の職員だけでなく市民のための庁舎であり、主役は市民であるはずですよ。また、38年前に建てられた庁舎であることも考えると、大がかりな工事となるこの機会に、常に市民のことを念頭に置く行政であれば、市民サービスの向上を主眼に置いて改修することは言うまでもないことだと思います。

そこで、今回の庁舎改修に当たって、市民サービスの向上策として計画した内容はどのようなものがあるのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今回の庁舎改修に、市民サービスの向上として計画した内容はどういうものがあるかについてお答えいたします。

今回の工事につきましては、基本的に原状復旧という考え方がありますが、本来必要とされているものを、今回の改修に合わせて、設置、改修することで考えております。

最初に、身体障害者用駐車場からの窓口センターまでの盲人用点字ブロックを設置いたします。また、身体障害者用駐車場から庁舎入り口までのアプローチに、屋根を設置いたします。さらには、トイレの全面改修を行い、洋式便器についてはウォシュレット機能つきとしております。また、1階のお客様利用スペースの天井部分については、30センチぐらい天井を上げ、空間スペースを広げるようにいたしております。3階議場におきましては、車いすでの傍聴ができるようにしております。

今回は、早期に原状復旧、庁舎の機能回復をすることが最大の市民サービスと考えておりますが、今後も近隣市町村の状況や市民からの意見等により情報を集め、市民サービスの向上について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今、説明があったわけですがけれども、費用の内訳でいくと、交付税そのものは原形復旧分とらえていいわけですね。約2億6000万。起債のほうが、1億3800万は耐震補強分だと。残りの基金の分がその他改修というふうな見方をすれば、その他改修で9000万ある割には、今説明された内容しか市民サービスの部分がない。天井を上げるというのが本当に市民サービスになるかどうかは、ちょっとわかりませんが。

そういうことからすると、もっとほかのやり方、いろいろな方法があったのかなという気がします。既にもう設計は終わっているわけですね。ですので、今さら多くの改造ということはできないと思いますが、市民目線で盛り込めるものはないのか、その費用の範囲内でできることはないのか、検討する余地はあるんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

5月の末に設計発注したわけです。10月31日に設計書が上がってきたわけですが、その間に、いろいろ担当課でも、そういった点については精査しましたし、設計業者と打ち合わせて、その途中経過等については、議会のほうにもその都度説明申し上げております。先月も最終段階で10月の半ばごろでしたか、全協で説明して、最終調整をしてこの設計書になったわけでありまして、今回提案しております予算については、先月の最終詰めに成果品として上げた結論としてきょう出ているわけでありまして、ご了解賜りたいと思います。



○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

市長は今、精査したという話ですけれども、内容の精査は多分していると思うんですが、市民目線に立って、市庁舎をどうするかということについての精査というふうには私はとれなかったもので、次の、5点目の質問とあわせて聞かせていただきたいと思います。

最近、新しい庁舎や改修した庁舎では、ワンストップで窓口対応して、市民のサービスを向上させているということをお聞きします。これまで、議員の一般質問等で、ワンストップサービスについての提言が幾度かあったとも聞いております。ちょっとしたレイアウト変更や対応の改善で、抜本的な市民サービスの向上が図られると考えますが、こうした市民へのサービス向上策を設計にも反映すべきだというふうに思っているわけですが、お考えをお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

ワンストップでの窓口サービスにすべきであり、そのような配慮を設計に反映されているかについてお答えいたします。

現在、市民課窓口サービスの一環として、ご案内による対応をしている状況であり、特にワンストップでの窓口サービスとしての配慮はしておりません。しかしながら、必要性の認識はしております。市民サービスの向上といった観点からも充実していかなければならない内容であることから、今後、他市の情報も収集しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

検討していきたいという考えですので、ぜひ実現していただきたいんですが、副市長にお伺いしたいんですが、先ほど事務方のトップということで、給与引き下げについての考えの話をされました。職員の不祥事が続いているわけですけれども、市長が言う厳罰、厳重に罰するという。副市長が言われる各課の課題を集めて改善を図っていく。これはすべて人ごとなんですよ。人にやらせる。何かあったら罰する。他人事みたいな感じですよ。人ごとといえば、漢字で書けば人事ですよ。人事で済ませてしまおう。そうではないんじゃないのかなと。みずからが何かをする、市民が求めていることに対して、誠意を持って行う。今はこれだけの不祥事が続いていることですから、市民に与えた不信感を払拭する。そのためには何が必要か。そういう話は、前半の3件の議案に対しての執行部からの話の中には何もないですね。

そういうことからすると、私は今回のこのワンストップサービス、庁舎の改修の中でやる。これは、職員が直接市民と対話する場所ですよ。そういうところに、不信感を払拭する方策を取り入れる。誠意を持って市民に対応する。そういうのを入れていくチャンスじゃないのかなと。

確かに、震災以降経過していますけれども、その間に不祥事という課題が入ってきたんですよ。そうすると、庁舎復旧も見方を変えていくことも必要ではないのかな。庁舎復旧の考え方が

決まっているから、もうずっとそれで行くんだ、それとは別だと。職員の不祥事に対する対応は全く別だというものではなくて、一緒にやることもできると思うんです。

ですので、私は、何かを変えていく。業務の効率も、行政の効率も上がると思うんです、ワンストップサービスをすれば。いろいろ調べていくと、行政の業務効率も上がるというふうなことも書かれております。ですので、こういったことを考える。例えば、不信感払拭プロジェクト、そういうようなものを立ち上げて、市民のために執行部は何ができるかというものを、この庁舎復旧の中にも織り込めないかな。それは、お金をかけないでが前提でしょうけれども。それはお金をかけても市民の理解を得られるかもしれません。そういうことをやってもいいのではないのかなというのが、この5番目の私の趣旨なんです。

事務方のトップとして、副市長、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

一度失墜した信用を取り戻すのは本当に大変なことだと。先日の部長会議の中でも、私のほうは、普通は出席しないんですが、出席しましてそういう話をさせていただきました。その信用を失墜したものを、どうやって挽回していくのかということを含めまして、組織をどうしていくかというのはこれからの中だと思いますけれども、例えばそのプロジェクトチームをどういうふうにつくっていくかというのは、これからの検討になっていくとは思いますが、私も、自身で、例えば市町村窓口に行ったときに、これはあっちに行ってください。これはあっちに行ってくださいということを経験しています、地元で。そういうものを、不自由さを感じた中で、私は公務員ですので、公務員としてそういう事務処理が、これはどこの課であるというのを認識して歩いていますけれども、そうじゃない方は本当に大変だと思いますので、そういった意向を酌み取りながら、先般、議長が視察に行かれたところの窓口のあり方とかも伺ったりしていますので、参考にさせていただきながら、市民サービスの目に立った形で、庁舎のほうも考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

6点目ですけれども、竣工後、この千代田庁舎は約40年経過しております。外壁が相当汚れていることは一目瞭然です。当然、今回の改修で外壁の塗装等が入っているのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

外壁の塗り直しは行うのかについてお答え申し上げます。

外壁の塗り直しについては、全員協議会で配布しております資料には記載してございませんが、外壁につきましては、クラック等、ひび割れ部の補修を行いまして、その後高圧洗浄を実施し、その上で再塗装することとしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

7 点目ですけれども、今回行う耐震補強工事による耐用年数は約20年であると説明がありましたが、どのような判断に基づいたものなのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

耐用年数を今後20年としている根拠を伺うについてお答えいたします。

千代田庁舎の耐震補強後の耐用年数につきましては、さきの議会答弁並びに庁舎検討委員会等にお諮りするに当たり、一つの指標としまして、約20年としてお示したところでございます。

当該耐用年数につきましては、鉄筋コンクリートづくり事務所の減価償却資産の法定耐用年数といたしましては、竣工より50年として規定されているところでございますが、昨年度、千代田庁舎耐震診断業務を実施した中で、当該建物の躯体状況及びコンクリートの中酸化等の経年劣化状況等と踏まえまして、耐震補強工事等を実施した上での耐用年数としましては、最低約20年はあるものと判断します。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

一般的に、鉄筋コンクリートですと、耐用年数は60年とか90年とかという話があります。耐用年数というのは使える期間ですよ。償却の期間とはまた別ですよ。今の話を聞いていると、償却年数をそのまま言っているような気がするんです。

この千代田庁舎を、千代田村の時代に建てたときに、耐用年数というのはどの程度見込んでいたのか。逆に20年であるとする、減価償却、先ほど50年という話ですが、20年後は約60年になるわけですね、通年でいきますと。ちょっとよくわからない内容なんです。

そもそも、この庁舎の耐用年数は、建てたときに何年だったのか。今回、耐震補強することによって、当初の年数よりも延びなければおかしいと思うんです。延びないということは、これまで、全然メンテナンスをしていなかったと。長く使うための維持補修がされていなかったというふうにも思ってしまうわけです。

そういった施工当初からの感覚で見たときに、今回の耐震補強が20年というのは妥当なのかどうか、説明できますでしょうか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時47分

---

再 開 午後 2時53分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

耐震補強をした結果、20年は耐用年数として、専門業者から意見をちょうだいした中で一つの指標として判断し、お示しいたしました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（小座野定信君）**

1番 川村成二君。

**○1番（川村成二君）**

耐震補強することによって、庁舎の寿命がすべてリセットされるというものではないと思うんです。だから、庁舎そのものももとの耐用年数で、もっと長く言えば供用期限、使える期限というのはもっと長いはずなんです。そういうものを踏まえて、今後どういうふうな整備をしていかなければいけないのかという認識をやはり持たなければいけないと思うんです。今回、耐震診断をしたときに、内部で弱い部分があるというふうに指摘をもしされたとするのであれば、そういうことを定常的にやっていって、どう長く安く使うかということを考えていく必要があると思いますので、耐用年数20年だけにこだわらずに、どう管理していくかというものも今後管理していただきたいというお願いでございます。

最後に、この工事の完成時期及び市民が利用できるようになる時期についてお伺いします。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

完成時期及び市民が利用できる時期はいつかについてお答えいたします。

今後の予定といたしましては、今回提出しております補正予算について議決をいただけますと、入札を実施し、12月上旬には仮契約を行えると考えております。そして、本契約をするために第4回定例会に上程する予定でおります。議決をいただいた後、工事に着手しまして、完了時期は最短で平成25年7月末を予定しております。その後、引っ越し等を行い、市民の皆様にご利用していただくようになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

1番 川村成二君。

**○1番（川村成二君）**

市の窓口が分散していることにより、市民サービスに不便を与えているということだけじゃなくて、職員の業務も非効率になっているという部分では、一部無駄がやっぱり発生しているということですので、一日も早く安全に工事が完了して、予定どおり完成するように取り組んでいただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

1 番、川村成二君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

6 番 小松崎 誠君。

○6 番（小松崎 誠君）

私は、太陽光発電システム事業の補正予算について質問させていただきます。

先ほど来、市長の答弁もございましたけれども、再度、改めてお考えを尋ねたいと思います。

第一に、そもそもなぜ今回、メガソーラー事業に取り組む必要があるのか、その理由を明確に伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

再三申し上げておりますように、今、自然エネルギーの利用というのは大変重要で、注目されているところであります。理由は簡単でありまして、二酸化炭素を少なくして、さらに、今回の原発事故を受けまして、脱原発の必要性が国民の論議となっているところであります。そういった背景の中から、太陽光発電については、風力発電も含めまして、定額の長期的な買い取り制度がスタートしたわけです。

そういう中で、民間事業者が一斉に取り組んでいるところでありますが、先ほどもお話ししたように、市内にあっては、公共施設の屋根等についても、単年度で予算負担するのは必ずしも適切ではない。あるいは、遊休農地等について、その利用度を上げるために、民間事業者だけでは十分な活用が図られないのではないかという可能性も出てきたので、今回、市が関与する形で、100%出資の会社を立ち上げて事業化するという方向を打ち出して、出資金の予算化をお願いをしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

6 番 小松崎 誠君。

○6 番（小松崎 誠君）

市長、先ほどの答弁の中で、今申請しないと来年の3月までに認可されないということで、今回やったんだと、こういうお話でしたよね。ですから、なぜ今回そういう提案をしたのかというんですから、そういうふうな答弁をお願いしたいなと思ったんですけれども、次いきます。

市が会社をつくるために出資をするというようなことは考えずに、民間事業者への積極的な誘致の働きかけという形でよいと思うんですけれども、かすみがうら市、つまり市民がリスクを負わないように、そのような方法は考えなかったのかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろん、民間事業者に基本的には積極的に取り組んでもらうというのが基本でございます。さらに一步踏み込んで、そのリスクをしょうわけでありますから、最小限のリスクにする。それが、いわゆる株式会社に対する出資金のリスクにとどめたいというのが、今回のいわゆる支出案件の議案の趣旨でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今回の計画を総称でメガソーラーと言っておりますよね。この名前を聞きますと、メガという言葉から、一般的には巨大でとてつもないパワーが出そうな誤った印象を持たれると思います。

そこで、新聞等の一般的な表記である万キロワットに直しますと0.1万キロワット級ということになります。つまり、1メガワット級の小規模な発電所であり、なおかつ天候に左右されるため、不安定稼働であることを念頭に置く必要があると思います。

私は、太陽光発電の意義を否定するものではありませんけれども、しかし、事業の立ち上げを支援する以上、確かな事業計画が必要であるとの考えから質問するものであります。

執行部の説明によりますと、事業主体は市ではなく民間事業者に出資するということでもあります。一般的に、市が事業者となるのであれば、再生可能エネルギー政策を進めるという啓発事業としての位置づけとなり、場合によっては採算性を二の次とすることもできます。しかし、今回の予算は、事業主体は民間事業者となり、それに対し出資するため、当然、事業者の目的は採算性が要求されることとなります。だからこそ具体的な事業計画が必要となると考えます。

そこで、採算性の観点から何点か伺います。

初めに、発電量当たりの設備投資コストが大きいと思うんですけども、支出面の試算について具体的に、設備費の詳細、適地となる候補地、工事費の概要、管理費、営業経費の積算概要について説明を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

資料が多分行っていると思うんですが、おおむね1メガワット、これは資料にお示ししてあるのは、多分、いわゆるメーカーの言っている発電能力からいくと千百何キロワットに相当すると思うんですが、これぴったりに1メガというわけにはいきませんので、おおむね1割程度余計の設備をしておりますが、1メガワットで想定した事業計画がシミュレーションされていると思います。1メガの場合、20年間の売り上げがそこに出ていると思うんですが、8億4000万ですか、約3億6000何百万とかという設備投資がかかります。それに経常経費、いわゆるランニングコスト、20年間のランニングコストが1億数千万かかって、最終的に、税金も1億ぐらいかかりますから、最終的な20年間の利益として計上できるのが1億6000何がしですか、1億8000ですか、1億6800万という数字になっていると思います。大まかそういうところです。それを借り入れでほとんどやりますから、借り入れが償還計画もそこに入っていると思います。そういう事業内容でございます。

ただ、これはあくまでも1メガ、おおむね1.5ヘクタールほどの地型の余り悪くない土地を想定しての事業計画ですから、実際の事業計画に当たっては、具体的に20億のところもあれば、5反歩みたいなどころもあるし、あるいは小学校の屋根みたいなどころもあろうかと思うので、それを1つの事業会社がやるわけですから、民間事業者に出資するといっても、市が100%出資の会社ですから、いわゆる株式会社ではあります。出資者は市ですから官制の会社になるわけで

すよね。ですから、例えばJALがこの前、JALでしたか、国が株を買い取って再上場したのは。あるいは、よく銀行がつぶれると国が買い取って、後でまた民間に渡しますが、そういったいわゆる国の会社あるいは、今回は市の会社になるわけです。市が株主の会社ということですから、市のコントロールを離れることはありません。そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

いろいろ具体的に聞いたつもりだったんですけども、ちょっと違うほうの答弁だったと思います。

次いきます、時間の関係もありますから。

次に、稼働率についてでございますけれども、ある例でいいますと、東京での2003年から2008年の6年間の日射量から算出しますと、1キロワット出力のソーラーパネルの正面で直射日光を受け、フルパワーでの稼働が1時間続いたときに、1キロワット・アワーのエネルギーになります。東京の場合だと、1年間ではフルパワー状態で1,300から1,650時間に相当するだけの稼働量になっております。つまり、稼働率でいえば15から18%になります。

今回の計画の稼働率をどのような根拠で、どの程度に見込み、総収入を試算したのか伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今回の試算に当たりましては、メーカーはチョウフ製作所のパネルを試算に使っていると聞いております。チョウフ製作所の場合、要するに、1枚当たりの、茨城県の日射量なんかを、標準的なものがありますから、それを織り込んで計算したのが、そこに提示されている8億4000万という20年間の売り上げでございます。総発電量も書いてあると思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

続きまして、一般的には、太陽光を電気に変える変換効率は、高価なシリコンを使ったモジュールで、現在約19%と言われております。これをモジュール変換効率で25%までに高めるには、さらなる技術革新が必要であると言われております。

そこで、単結晶シリコン太陽電池型を採用するとした理由について伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大変技術的に詳しいようではありますが、技術的なことは私もそれほど、全然詳しくありません。単結晶と2つあるわけですよね。それから、今は単結晶方式と、もう一つは、単結晶とそうじゃないやつと2つあって、さらには今度、いろいろな技術革新があつて、塗料を塗ってしまうと発電するとか、とにかく発電のこのソーラーパネルの技術革新というのは物すごいものがあります。それから、生産コストについても、ドイツの例でいきますと、当初35円ぐらいでスタートしたの

が、今は15円ぐらいに落ちているというような話も聞いております。設置の方法なんかも変わってきているので、単価が安くなっているんだと思うんですが、すごい技術革新があるので、そういうことから年々買い取り価格が下がる。それでも、事業をやっている人がもうかるように買い取り制度を設定して、早く原発にかわるもの、二酸化炭素が出ないものを早くつくろうというのが趣旨でありますから、そういった国策をかすみがうら版として取り入れたのが今回のご提案と認識しております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、提案でこれ単結晶シリコン太陽電池を使うと提案しているわけですよ。詳しくないんですけど、勉強していないんでおっしゃいますけれども、一番いいものを提案したんじゃないんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは、事業積算をやらせたところにお任せしておりますが、多分、議員おっしゃるように、一番この場所に合ったものを採用しているものと私は思っています。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

いろいろ種類があるとさっき市長はおっしゃいましたけれども、具体的にわからないわけでしょう。いろいろ、単結晶シリコンだ、多結晶シリコンとか、微結晶シリコン型とか、いろいろあるんです。

[発言する者あり]

○6番（小松崎 誠君）

それもあつても、順番にちょっと質問していきますから。

これも報道された内容ですけども、有機薄膜太陽電池というのがあるんですけども、それは軽量、フレキシブルで意匠性が高く、塗布プロセスにより安価につくられることが期待され、最近では自然エネルギー利用の観点からも社会的に注目されております。世界じゅうで研究開発競争がますます活発になり、最近、有機薄膜太陽電池のエネルギー変換効率は10%を超えたということになっております。この値は、アモルファスシリコン太陽電池の変換効率と同等であり、この目標値を超えたことにより、有機薄膜太陽電池の実用化へ向けた生産の検討が加速されております。2012年から2015年の上市に向けて研究開発が続けられているということでもあります。

また、有機薄膜太陽電池のコストについては、現在主流の多結晶シリコン太陽電池の1から数割程度のコストで製造できると言われております。同じ有機系の色素増感太陽電池よりもさらに安価になるということでもあります。

つまり、時代は、単結晶シリコン太陽電池型や多結晶シリコン太陽電池型から、超廉価な有機フィルム太陽電池に移ってくるのではないのでしょうかと言われていたんです。数年すれば東電の



買い取り価格も下がるでしょうけれども、投資額の圧縮ができ資金の回収期間も短くなり、耐用年数も長くなると考えますが、この点に対してはどのような予測をしておられますか、伺います。

これは、最初に聞いた、なぜ今回提案したのかというのに関連がありますから、よろしく願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

思い出しました、多結晶です。単結晶、多結晶については、何か余り差はないみたいですが、今現在では。メーカーによって、単結晶型と多結晶型、単発でやっているところもあるし、両方つくっているところもあるし、性能とか値段、製造コストについては、余り単結晶、多結晶はそれほど差がない。今言った有機ELなんかは新しい技術で、有機ELはなかなか発電効率がまだ悪いわけだね。それはどんどん上がっていますが、さらには塗料形式のやつ、いわゆるフレキシブルタイプですが、そういう技術がどんどん出てくると思います。例えば、この庁舎の壁に塗装すると、それが発電するというような技術も今考えられているようでありまして、とにかくこの太陽光の利用についてはまだ無限ですよ。

そういう中で、新しい技術が出てくると、新しい技術というのはより安く、より発電量もふえるわけですから、太陽光にすれば。安くてうんと発電する。それに伴って、コストダウンできるわけですから、ですから、長期買い取り制度はその一年一年で決まっていくわけですから、来年の3月までに東電の認可をもらったものについては、42円を20年間約束しますよという法律になっていますから、仮に10年後に有機ELが出て、もうフレキシブルで、例えばコストが10円になってしまった。もう石炭発電と余り変わらないということになっても、そうなってくると、もう余り長期買い取り制度をやる必要がなくなるわけですから。そこまで、やっぱり長期買い取り制度を政府が法律で民間事業者にもうけを保証して、どんどん自然エネルギーへの転換を図っていくという国策でやっているわけですから。それにかすみがうら市は乗っかろうというのが今回の提案でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それが予想ということでよろしいですね。認識ね。

[発言する者あり]

○6番（小松崎 誠君）

では、次に収支の関係と目的達成の方法についてでございますけれども、収支のバランスを考えていけば、土地代もかからないように、市の施設など、例えば各庁舎や学校、各公共施設の屋根等に設置すればよいのではないかと思います。そのほうが、土地代のコストを差し引いて、よっぽど採算性がよいと考えますけれども、ソーラー発電の啓発、推進ということが目的であれば、十分に所期の目標を達成できるものと考えますけれども、あえてこのような事業計画にした理由を伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどからの宍倉小学校を例に出してお話をしておりますが、要は議員のご質問の趣旨というのは、何で宍倉小学校を一般会計の事業でやらないのかということなんですか。多分そうだと思うんです。

市が直接やるということは、一般会計で、例えば今回にすれば、宍倉小学校の発電事業設置費に5000万かかりますよと、それを一般会計でやったらどうだと。それがいわゆる市が直営方式というやつですね。あるいは、リース事業で何とかリース会社に5000万かかるやつを10年リースで組んで毎年やっていくという、それが直営方式なんです、それは直営方式ですから、リスクも市がまともに食らうわけです。リスクは金利リスクですが、あるいはその5000万を単年度でやろうと思えば、5000万というお金が、今これ補助事業じゃないですから、売電事業は補助事業になりません。ですから、5000万という一般会計の予算を今組まなくてはならないんです。宍倉小学校に仮にやる場合、四、五千万かかると思うんですが。それを株式会社でやれば5000万を銀行から借りてくるわけです。市は100万円だけ出して、その会社が宍倉小学校の屋根を市と契約して借りるわけです。市と契約して、宍倉小学校の屋根を借りるわけです。かすみがうらソーラーカンパニーが市と契約して屋根を借りる。その会社が下請に、例えばエネオスとかあるいは関彰商事とか、関電工とかを使って工事をやって、いわゆる事業会社として利益を上げていくということです。そうすると、リスクは事業会社のリスクになりますから、かすみがうらソーラーカンパニーのリスクになりますから、市はお金は100万円だけです。5000万出す必要ないです。5000万は筑波銀行でも、常陽銀行でも貸してくれるところから借りてくればいいわけです。そういう仕組みです。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今お伺いしたのは、民間の土地を借りるよりも公共施設を貸し出したほうがいいんじゃないですかと、そういう意味で言ったんです。

[「もちろん、だからそれは想定に入っていますから」と呼ぶ者あり]

○6番（小松崎 誠君）

いいです、次いきますから。

今度は、太陽光発電の計画に対して質問申し上げます。

初めに、東電の買い取り金額が1キロワット・アワーで40円、この根拠についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

40円というのは、消費税抜きの値段を入れてあるということです。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

だから、今の時期40円というのは、どんな根拠があったのかと聞いているんですけども。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

来年の3月に事業認可をするということが前提になっていますから、そのために急いでいるわけですが、来年の3月までに事業認可になれば、42円の買い取りが決まっていますので、税抜きで40円は保証されるということということです。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

では、次に太陽光パネル、このモジュールのサイズについて伺います。1枚どの程度の大きさのものなのでしょう。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

サイズについては今記憶にありませんが、資料には載っていないですよ。サイズについては、チョウフ製作所のものを使っているということなので、カタログがあればわかると思うんですが、一般的なパネル板だと思っていただければ差し支えないかと思います。エネオスで使っているのがチョウフのものだというふうに聞いています、エネオス。ちなみに、エネオスはあそこの油槽所のところに独自の計画を持っているそうでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今市長が言われたチョウフ産業ですか、工業。

[「チョウフ製作所」と呼ぶ者あり]

○6番（小松崎 誠君）

チョウフ製作所……。

もちろん、これ国産ですよ。

[「国産」と呼ぶ者あり]

○6番（小松崎 誠君）

わかりました。

じゃ、次に維持管理費の件でお伺いします。

維持管理費が、いただいた資料によりますと、トータル3280万円、年間640万円の算出根拠がありますけれども、パネル等のメンテナンス、これは清掃等も含まれますけれども、これらを怠れば発電能力が落ちるものと考えますけれども、当然、メンテナンス料を見込む必要があるのではないかと思いますけれども、その辺も考慮した金額なのかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

維持管理費は1メガの場合に、ここに書いてありますように、下のほうに書いてありますが、年間640万円を見ております。これは何か電気関係の専門技術者を持っているところにメンテナンス契約をする費用であるとか、保険料であるとか、あるいは下草刈り代であるとか、いわゆる保守点検料ですね、パネルの掃除をする費用とか、そういったものを年間640万程度見ているということであります。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

じゃ、次いきます。

市長は会社を、社員を採用して運営するという言い方をしておりましたけれども、社員の採用はどのようにして行う計画なのかをお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

やはり中心となる人は、私は民間というか、具体的にはできれば銀行の、今銀行の人はもう55歳になると定年になりますから、60歳前後の人で、いわゆる銀行の支店長上がりぐらいの人で適当な人がいれば、そういう人を事務方の中心に据える。あと、いろいろな用地交渉であるとか、もちろんその人もやるわけではありますが、用地交渉要員であるとか、事業が運行するまでの間で、工事をやるまでの間ですが、初期には用地要員であるとか、そういった人も多少いるのではないかと思います。そういう営業費用も当然かかってくるものと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、その採用した社員の人件費はどの程度見込んでいるのか。また、何人ぐらい見込んでいるのかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは、事業会社の最低必要なのは支店長クラスの人と用地要員ぐらいは最初いるかなと思います。それで、何カ所やるか、それによってやっぱり業容というのは変わってくると思います。いわゆる事業の規模によって、従業員は。でも、最低2人はいるでしょう。専務と、いわゆるてこになって、現場の用地交渉に歩く人最低2人はいると思います。ですから、それに合ったような事業規模を確保する必要があると思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

細かくて申しわけないんですけども、さらに聞きます。

土地代、これ借地料ですけれども、これは年間1平米当たり50円で積算してありますよね、資料には。この単価の根拠を伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

反当5万円という数字なんですけど、これはやっぱりこの試算をつくっているところがはじいているんですが、いわゆる雑地になるみたいなんです。2万2、3千円の固定資産税がかかる。場所にもよるみたいですが、2万2、3千円の固定資産税がかかりますので、土地を貸すほうがある程度メリットが出る。20年間も継続的に貸すわけですから、メリットが出る。実際に手取りが2万5000円とかそれ以上になるわけですよ。そういうこと想定して、5万円というのが今相場みたいになっているみたいです。業者によっては10万円を提示しているような業者もいるみたいです。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

続きまして、初期投資について伺います。

市長は、金融機関からお金をお借りするということによっておられますけれども、その借り入れ額と返済する利子の計算はどのように試算されているのか伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あくまでも1メガの試算ですが、この表を見ていただければわかると思うんですが、まず当初の設備費は3億6900万で試算しておりまして、それがこの減価償却費のここら辺なんですけど、わかりますか、減価償却費の毎年2200万ずつずっと、17年間2200万ずつ入っていますね。2200万掛ける17年ですから、3億6900になるはずなんですけど。

[「なるよ」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

なりますかね。これが設備費を毎年元金で返していくということです。ですから、当初は3億6900万借りたやつを返していく。金利は、ずっと見ていくと、支払利息ですね、これ。投資回収計算予定、適用金利1.5%で、この下のほうにありますよね、ここに。支払金利は、借入残高が初年度、1年目が600万、2年度が500万、3年度が500万で、13年度に最後100万ですね。これは13年で、減価償却は定額法で17年で償却していますが、お金は、元金を返すのはこの支払利息の下に3億6900万とあるでしょう、借入残高、括弧で。3億6900万から初年度、1年目は3億4400万に元金が1年度の末にはなりますから、この差は2500万を初年度返すんですね。ですから、償還は、減価償却は2200万毎年やりますが、定額法で2200万やりますが、償還はそれ以上に返していくということですね。それでもキャッシュフローは回るということです。そういう計算になっています。キャッシュフローはこの黒いところに書いてありますが……

[「市長、利率ですよ、言っていたのは」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

利率は1.5%、借入利率は1.5%を想定しています。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今、市長が語る説明してくれましたけれども、このキャッシュフロー表もけさ配布されたんですよね。これをもとに、この辺だと言われてもなかなか理解できないと思うんですけども……

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その点については、これ実は前にできていたんです。議長に全協で説明したいということをお願いしていたわけです。だけれども全協を開いてもらえないので当日の朝になってしまったわけです。

[「最初の全協で何で提出できなかったのか」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

最初の全協ではこっちのあらあらのほうを出したと思います。これとこれです。

[「これ試算表だよ」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

この最初の全協では、さらに詳しいのを出してくれというので、それを議長から要請があったので、さらに詳しいのを出してくれというので、詳しいのをつくって……

○議長（小座野定信君）

私は明確な事業計画書を出せと言ったんだよ。

[発言する者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

事業計画書は最初のときにこれ出ているやつです。

○議長（小座野定信君）

これは試算表です。

○市長（宮嶋光昭君）

発電シミュレーション、事業……

○議長（小座野定信君）

事業計画というのはもっと明確なものを事業計画という。それは、そんな数字もそうだけれども、文章も何もない。

○市長（宮嶋光昭君）

これでご判断いただくしかないかなと思いますけれども、あくまでも事業計画は、なるほど、議長が言っている意味はこういうことだと思います。例えば、初年度に実際に何メガワットやるのかと。例えば3.5メガやるんですかとか、3.5メガやるんだったら15億かかりますよと、15億借り入れて、それがどういうふうの流れていくんですよと、それが事業計画といえは事業計画だと思います。

しかし、それは今の段階では、さっきから言っているように、民間事業者の穴を埋めていくわ

けですから、民間事業者ができない部分を埋めていくわけですから、はっきりこれだけの事業をやるということが言えないわけです。ですから、それをフレキシブルにやれるのが株式会社のシステムであると、そういうことですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これは当初の資料を参考にして、私も見てみたんですけども、我が市の計画では、阿見町の計画の3分の1の規模であるにもかかわらず、20年間で約8億4000万円の収益を見込んでいます、そういうことですよ。

きょう提出されたやつでも粗利益では8億4000万となっていますよ。この前の資料でも8億4000万となっています。なぜこんなに阿見町の収益の見込みに比べて大きな開きがあるのか、その辺聞きたかったんです。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

8億4000万というのは、これは総利益と書いてあるからまずいのかもしれないけれども、要するに売り上げなんです、売り上げ。20年間の売り上げです。これ、あれを見てもらえればわかると思いますが、1メガで8億円4000万ももうかってしまったら、これ売り上げです、売り上げそのもの。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

わかったような、わからないような説明でしたけれども、総売り上げということで理解すればよろしいですね。純利益が1億6600万と、20年間で。そのように理解いたします。

今回、補正予算にて出資し、設置する株式会社について伺いますけれども、設置する会社の社長にはだれが就任する計画なのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

定款もお配りしてあると思うんですが、これも原案ですが、市長が社長になるということで想定はしております。副市長でも差し支えないんですが、どうも副市長が嫌々やっているようなので、私がやろうかと思っています。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

また、きょうの朝、定款が我々の机の上に置いてありまして、勝手に見ろというような趣旨なんでしょうか。

それで、この監査役を置くというふうになっておりますけれども、どのような方を監査役にす

る予定なんですか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これも想定なんです、市の会計管理者を想定しております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今、市長が社長ということをおっしゃいましたけれども、もし次の選挙で宮嶋市長が勇退したときでも、その社長さんは市民である宮嶋光昭さんが務めるのかどうかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは株式会社ですから、株主がすべて決めるわけです。株主が決めればだれでもいいんです。小松崎さんでも、私でも、市長でも、副市長でも、だれでもいいんです。ただ、想定しているのは市長ですから、多分、私がやめて次の方が市長になれば、その方に交代するというところでかわっていくと思います。それは、市の意思を100万円の株主の権利の中で行使していくということですから、何ら問題はないと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、次に採算性について伺いますけれども、東京大学の大学院工学系研究科の東北メガソーラー発電所の試算によりますと、シリコン型の耐用年数は最大20年としていますということですが、この期間に採算をとらなければならないと思います。仮に、台風や地震等の災害など予期せぬ事態で被害を受けた場合、または天候不順などの不可抗力の事態が続いた場合などにより、採算が得られなかった場合でも、市が出資した会社の借入金の返済責任は当然その会社が負うこととなると思いますが、しかし仮に、さまざまな要因によりその会社が返済できない事態に陥った場合、その返済義務はだれが負うことになるのかお伺いしたいと思います。

先日開かれた全協のときに市長は、会社がつぶれても、だめになったときには、間を置いて、「損するのは銀行なんだよ」という話をしていました。これはとても無責任な発言だと思いますけれども、市長が主導して計画した事業のツケを、全部民間の金融機関に押しつけてしまえばいいということを行っているわけですから、再度ここで確認したいと思いますけれども、返済義務はだれが負うのか、この点については責任の所在を明確にする観点から、明確に答弁していただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

借入れをするわけですから、会社が返済義務を負うわけですね。通常だと、銀行がお金を貸



すときには、先ほどの古橋議員ほか、佐藤議員のお話にも答弁したと思うんですが、通常だと保証人をとるわけですが、銀行は、当然、社長は大体真っ先に保証人に、小さい会社だととられるわけだよね。大企業だとそうじゃないですが、小さい企業だと社長が保証人になるのが通常です。あるいは、担保で土地とかいろいろなものを担保にとるわけです。

ところが、この発電事業に関しては、国の法律がある程度担保になっていますから、銀行は担保をそんなに要求しないはずなんです。ですから、大きい事業ができるわけです。実際に、いろいろな会社が借り入れでやっているわけです。それで事業が成り立っている。そうしないと、だれもあえて太陽光発電なんか、もうからないで、リスクが、そんなに大したもうけは出ないわけですから、いずれにしても。それを、リスクをしょってやるということはやらないと思います。リスクが少ないので、そういうふうに制度設計を国がして、太陽光を広げようということをやっているわけです。

そういう点からいうと、銀行は保証人も多分求めないし、保証人を求められるようであれば、事業はできないわけです。保証人は求められない。借り入れは億から10億単位のお金も場合によっては借りることになると思います。その返済義務を会社が負うわけです。最大のリスクは金利リスクである。金利がはね上がった場合に、5%、6%に金利がはね上がった場合はもう全然成り立ちませんから、会社が倒産するということになります。倒産すると、銀行が結果的には損してしまうわけです。市役所は何を損するかといたら、倒産すれば100万円の株券が紙切れになる。そういうリスクはあるわけです。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

また、きょうのキャッシュフロー表の中で、税金、法人税が20年間で1億600万円かかると試算されておりますけれども、そのほかに、民間の会社が電気を売った場合の売却益に対しての税金はかかるかどうかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

税金が36%で、これは法人税ですよ。法人税と、1億600万は、これは償却資産の税金も入っていると思います。税金が36%と書いてありますよね。36%というのは、今の法人税率を言っていますので、税引き前利益が2億9400万ですから、20年間の税引き前利益が2億9400万ですから、これに対する税金を、いわゆる法人税が1億600万です。だから、償却資産の固定資産税は営業費用の5億4600万の中に入ってしまったと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

私はそもそも、市が主導的に取り組む必要性に疑問があります。市は民間の進出をサポートする形で十分であると考えます。阿見町では、メガソーラー関連の補正予算が、リスクが大きいとの理由で否決になっており、事業主体が市と民間事業者の違いがあったにしても、リスクが大き

いことに違いはないと思います。また、無計画に発電し売電した場合、東電が買い上げた電気の代金は、国民つまり市民の電気料金に上乗せされることも含め、大局的に判断しなければならないと思います。

幾ら金額が、出資金が100万円だからといっても、市民の血税を投資するのですから、資金計画から、用地の関係から、会社の定款、経営の計画など詳細に示した上で議会の審議を仰ぐべきだったと思いますけれども、どのように考えておりますか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、そういったことを懸案して、市へのリスクを織り込んで、株式会社方式でご提案していると、そういうことをご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

お話をずっと聞いていますと、こんないいかげんな計画で補正予算を計上すること自体が、市民をばかにしていることと思います。

今回の補正予算は、庁舎の耐震補強（改修）の予算とセットになって提出されております。本来、この補正予算に緊急性があるかどうか疑問視されるところであります。このような形での臨時会提案では、仮にメガソーラー事業が議会に理解が得られなければ、補正予算自体が否決になってしまい、庁舎の工事発注が遅延し、結果的に市民が被害をこうむる形になると思います。

市長は、本当に市民のことを考えるのであれば、計画を練り直す意味からも、メガソーラーの部分の予算を削除し、庁舎の耐震補強工事だけの予算にして提出すべきだったのではないかと考えますけれども、所見を伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、これは市民の利益にかなっている。今まさに、二酸化炭素の排出を抑えるということもさることながら、差し迫ったこの震災の可能性、次の東南海地震とか、そういう地震災害、あるいはテロ攻撃等で原発等がねられる、そういうこともやはり非常に危惧されるわけです。ですから、脱原発を実行するためにも、国民挙げて、こういった自然エネルギーの利用に知恵を絞るべきだと、そういう考えから、今回はいわゆる小回りのきく事業展開をしたいという趣旨で、このメガソーラー事業の出資金を上程したところでございます。あわせて、庁舎の復旧も急がれるところでありますので、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

では、最後に所見を述べて終わらせていただきます。

市長は、この補正予算を政争の具として考えているのではないですか。本当に市民のためにな

るような提案として考えているのであれば、このような提案の仕方にはならないはずと思います。メガソーラーの予算は分けて議会に提出したほうが良いということは、職員からもアドバイスを受けていたはずだと聞いております。にもかかわらず、抱き合わせの予算として提出したのは、本当に市民のことを心配しているのではなく、自分のエゴを通したい、議会との対立軸をつくる、それだけの意図にしか思えません。

計画がいかにかげんなものであるかということがよくわかりましたので、これ以上聞いても確認できるものがないと思いますので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時53分

---

再 開 午後 3時59分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

[「はい、栗山」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

その前に、市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの小松崎議員のご質問に対する答弁の中で、ソーラーパネルのシミュレーション、ソーラー事業のシミュレーションの中で、パネルのメーカーについての言及の中でチョウフ製作所と申したみたいなのですが、長州産業の誤りでしたので、訂正させていただきます。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

けさ議場に出勤したところ、第3次温室効果ガス排出制御実行計画書なんていうのがあって、定款がありまして、システムの計画案、3つあったんです。

きょう、いろいろこのメガソーラーに関して、眠いのを我慢して聞いておったわけですが、メガソーラーの株式会社をつくって、そこで経営したいというようなことなんですね。その一環として、これは二酸化炭素の削減等にも一役買うんだというような答弁もされているわけです。

そういう中でこういう資料が出たんだと思うんですが、出たものだから関連でちょっとお伺いしたいんですけども、24年3月にこういう資料が出ておるんですが、市では、この資料に基づいてどういう二酸化炭素の削減の努力をされているか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

所管の根本課長のほうから説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

環境保全課長 根本一良君。

○環境保全課長（根本一良君）

ご説明いたします。

資料でいいますと、26ページをお願いしたいと思います。

温暖化対策推進状況点検表ということで、こういうことで温暖化対策を推進しているということでございます。2カ年に続いて、電気の関係の節電がございましたけれども、そういう関係の、実際ソフト事業的なものの計画でございます。ですから、この資料でいいますと、省エネ等、また用紙関係等、その他ということで、それぞれ、省エネ関係だとコンセントをまめに抜くとか、用紙関係ですと両面コピーをするとか、そういう意識づけのものでございます。それが結果となって、温暖化対策というようなことでございます。市の庁舎内の推進ということで、各課に担当を置きまして、それで推進しているということでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

実際にどのように職員に対して指導されているかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境保全課長 根本一良君。

○環境保全課長（根本一良君）

お答えいたします。

温暖化対策推進会議というのがございまして、その中で、今ご説明しましたような関係のものをお願いして、各課で推進してもらうような形でお願いしております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これは実際に実行されているんですか。

○議長（小座野定信君）

環境保全課長 根本一良君。

○環境保全課長（根本一良君）

結果的には、いろいろな施策はございますけれども、一番大きいのは、これとあわせて節電関係を2年間やりましたので、そういう関係で目的に沿った推進ができていると思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この冊子をちょっと見ていたんですが、13ページあたりに、ガソリン車で平均燃費がリッター当たり10.36キロ、霞ヶ浦の頃から見れば、この10.36というのは燃料が少し食い過ぎじゃないのかなと私は思います。

それで、これは総務課のほうにも非常に関係があるんですが、タイヤの空気圧を小まめにチェックする。実際にそういうことをやっているのでしょうか。エコドライブとか、エアコンの使用は控え目に、早目のアクセルオフなんていうこと、全部書いてあるんですが、実際にどのようにやっていますか。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、今回の議案、関連……

○14番（栗山千勝君）

これは関連があるから言っているの。

○議長（小座野定信君）

関連はありますが、今回の太陽光についての質問に……

○14番（栗山千勝君）

だから、控えてこれ配られたから聞いているんですよね。これからやりますから、実際にやらなければ、これつくった意味もないし、それが公務員の仕事ですから。

○議長（小座野定信君）

また場を改めてください。場を改めてください。

○14番（栗山千勝君）

答弁してください。

○議長（小座野定信君）

本題に入ってください。

〔「答弁」「答弁して」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

栗山議員、本題に入ってください。

○14番（栗山千勝君）

議長、これ一番大事なことです。

次に、定款の関係ですが、ここでいう株主というのはだれなんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

かすみがうら市役所です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

株主総会というのはどういうメンバーを言うんですか。かすみがうら市民全体なのか、市長1人なのか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

株主は、いわゆる代表するものは市長であります。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

株主総会というのは市長1人ですね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことになります。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

先ほど来、銀行の借入れの関係を質問されておりましたが、国の制度でこういうのを推進しているんだというようなことに対しての市長の答弁で、「銀行は担保を要求してこないと思う」と、「多分保証人を求めないと思う」と、これは市長の判断なんですよ。求めるか、求めないというのは銀行の判断なんです。銀行は多分、おれは多分と使います。市長か副市長じゃなければ、これ認めないと思います、この借入れは。社長になられる、どちらかが社長にならなければ。それはなぜかといったら債務者ですよ。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何と言ったか……

○議長（小座野定信君）

よく聞いておいてください。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと意味がわからない。

○議長（小座野定信君）

銀行から借入れを起こす場合は、市長宮嶋光昭でないとお金を貸さないのではないかということのご質問です。

〔「副市長も入る。どちらかじゃないとだめだ」と呼ぶ者あり〕

○市長（宮嶋光昭君）

副市長かどちらかじゃないと。

借入れは会社を代表する代表取締役社長の名前で借りるわけです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

債務者になるでしょう。

市長はとにかく株主代表ですから、かすみがうら市長、それが社長になる。当然貸借関係は債務者になるわけです。そうしなければ銀行は貸し出ししないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

債務者は社長の宮嶋でございます。それは社長になった場合ですが。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、先行き20年間と考えたときに、宮嶋市長が永代20年先まで市長はやっていないでしょうから、そうした場合に、歴代の市長あるいは副市長がまた社長になるというようなことになるんですが、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当然、市の代表ということで、社長、いわゆる株主の意思が反映されますから、市長がかわれば、その次の市長が社長になるということが想定されます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

先ほど市長は、会社が倒産すれば銀行が損するんだと。市長はそう言っているかもしれないけれども、貸し出すのは銀行ですから、どこまでも。事故があつてこの会社が損したときには、そうはいかない。どこまでもこれは、貸す、貸さないは銀行側の判断です。間違った判断で貸し出した場合には、金融庁のおしかりを受けるというようなことになります。いやしくもかすみがうら市長が、会社が倒産すれば銀行が損する、私、この間の全協には、所用がありまして出席しなかったですけれども、その話を聞きましてびっくりしました。市長が本会議でそういう言葉を述べるべきじゃないと思いますよ。確かに、メガソーラーは今の時代には私も評価します。しかし、上程するからには、きちんと議員を説得できるだけの資料をそろえて上程すべきなんです。

そういう中で、私の知人にもメガソーラーの件で話が来ております。1メガ当たり2億円です。2メガやるんだという話で、それから見れば、1メガ当たり3億6000万、ちょっと高いんじゃないのかなと私は思うんですがいかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これはあくまでも、さっき言い直したように、長州産業製のパネルを使つたいわゆる一般的なシミュレーションということでありまして、事実、私のところに来ている中国のパネルメーカーを使う会社で、その代理人の方が来ておりますが、その方に言わせると、パネルが半値ぐらいの

話はしています。ですから、これは実際に事業が始まると相当この開きはあるのかなど。それで、これは、ここに出ているシミュレーションというのはかなり厳しく見ているというふうに私は感じております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

10日くらい前ですか、私は夜中にテレビを見るのが好きで、テレビを見ておりました。ドイツのメガソーラーの件が放映されておりました。今、ドイツは完全に失敗しているんです。最初は順調に行った。しかしながら、中国製の安いのがぼんぼん入ってきて、ドイツのメガソーラーのメーカーがほとんど倒産してしまいました。そういうことを考えたときには、上程するからには3億6000万どうのこうのというのはいいかもしれないけれども、いろいろなメーカーのものを見積もりを出してもらって上程すべきなんですよ。

最後になりますけれども、この間の全協の席で、議案が通らなければ、私がやるんだからいいんだという話も聞きました。ちょっと市長として軽いと、十分に言葉に気をつけていただきたい、応援した1人として。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で議案第78号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議あり、委員会でやって」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議があるため、起立により採決いたします。

本案の委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

議案第78号に対する修正の動議を提出いたします。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

本会議時間は、予定しております日程が終了しておりませんので、あらかじめ午後7時まで2



時間延長したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後7時まで2時間延長することに決定いたしました。  
暫時休憩します。

休 憩 午後 4時18分

---

再 開 午後 4時50分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対しましては、中根光男君ほか4名から修正の動議が提出され、所定の賛成者があり成立いたしました。

この際、提出者の説明を求めます。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

議案第78号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案の提案理由について申し上げます。

今期臨時会に提案された平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）は、千代田庁舎の改修事業とメガソーラー事業への出資金の2本立てであります。

千代田庁舎の改修事業については、この計画に至るまで紆余曲折があり、なかなか議会の意向どおりの計画ではない部分があるにしても、委託設計の結果により、耐震補強と一部改修、改善を含んだ予算の内容であることから、市民サービスの正常化を一日でも早く回復するために、我々議会としても承服すべきものと考えております。

しかしながら、今回の提案のもう一つのメガソーラー事業については、明確な経営方針や資金計画、その他将来にわたる収支の明確な見込みも示すことができず、ただ単に市長の思いつきの提案としかとらえることができません。

株式会社への出資金として100万円を支払いするというところでありますが、金額の大小ではなく、市民の血税をいいかげんな計画に支出することを我々議会として承認することは、市民の負託を裏切る行為となってしまいます。

よって、千代田庁舎の改修事業の予算は市民のために必要であることから、そのまま残し、メガソーラー事業への出資金は削除すべく修正案を提出するものであります。

最後に、執行部においては、予算を提出するのであれば、市民に損害を与えることのないよう、明確な根拠と将来にわたる計画を緻密に精査した上で提出することを切に要望し、また、議員諸公におかれましては、市民の生活を最優先と考え、本修正案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

これより提出議員に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

続いて議案第78号の討論を行います。

初めに、議案第78号の原案に賛成の討論から行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次に、議案第78号の原案及び修正案に反対の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次に、議案第78号の原案に賛成の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次に、議案第78号の修正案に賛成の討論を行います。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

今、中根議員から修正案が出されました。私も質疑の中で、余りにも拙速過ぎると、やはり委員会で十分に審議して12月の議会に再提案すべきではないかという質問をいたしました。市長は、なぜわからないのかという一点張りでした。やはりそういう姿勢では、議会とともによいものを進めていくという点では欠けているのではないかなと思います。

それでは、議案第78号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）の修正案について、基本的に賛成といたします。

千代田庁舎耐震補強及び大規模改修に係る委託料及び工事請負費 4億9365万円ですが、現在、千代田庁舎は、市民サービスが主体となる業務については千代田公民館を仮庁舎として対応しており、千代田地区の市民からは不便だとの声が上がっております。市業務の合理化、改善策は統一した庁舎が理想であります。それには相当な資金を要します。現実的な対応としては、千代田庁舎の耐震補強及び大規模改修はやむを得ないと考え、早急な着手が求められていると私は考えております。

環境保全推進事業のメガソーラー事業を実施する株式会社への出資金の100万円についてであります。自治体自身が取り組む再生可能エネルギー事業について、日本共産党は9月25日「即時原発ゼロの実現を」日本共産党の提言を発表いたしました。

提言では、「電力体制の改革に直ちに着手する——発送電の分離など、再生可能エネルギーの大規模な普及にふさわしい体制に」の中で、まず第1に、再生可能エネルギーの普及を大規模に進めていくと同時に、大中小の多様な発電所が全国各地に無数に誕生することになり、発送電分離などの電力供給体制の改革に直ちに着手する必要があること。

第2に、電力自由化の名のもとに、すべての規制緩和と市場原理、競争にゆだねるというやり方では、再生可能エネルギーの普及は進みません。固定買い取り制度や送電事業者への接続義務

などのルールを強化すること。

3つ目に、再生可能エネルギーによる発電事業に、官民間わず、大中小の幅広い事業者、市民が参入できるようにすること。

第4に、公共性が高く、地域独占になる送電事業は、公的管理のもとに置く電力体制にする改革を進めること。

5つ目に、再生可能エネルギーであっても、その導入に当たっては、環境基準の設定、環境アセスメントなどを実施すること。

以上、この立場から、自治体の助成事業とともに、自治体自身の取り組みも促進いたします。まちおこしとして、太陽光、小水力、木質バイオマス、風力など自然エネルギー開発を進め、電力自給率を27%に、さらに高めようとしている高知県の構原町や、電力自給率160%を達成した岩手県の葛巻町のような先進例も生まれております。同時に、環境基準の設定、環境アセスメントの実施なども重要であり、公共事業体などへの住民参加、不正の防止、民主的運営など当然重視されていなくてはなりません。

私は、その立場から、今回のメガソーラー事業を実施する株式会社への出資金の予算化については、議会や市民の中で議論を詰め、十分な納得を得た上で、12月議会定例に再提案することを求めて、討論といたします。

#### ○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

#### ○2番（岡崎 勉君）

私も、環境問題を考えれば大変いいことだと思います。しかし、もう少し時間をかけて検討すべきだと思います。

議案第78号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）の修正案に対し、賛成の立場で討論を行います。

初めに、先ほどから質疑を聞いていて、議案第78号のメガソーラー事業の全容が全くつかめないというのが正直な感想であります。

市長は、このメガソーラー事業の何かにつけて、民間の会社がやることだ、会社を設立することが優先だというような説明ばかりを繰り返しています。市の予算をつかさどる者がこのような態度では、適正な予算執行が行われているかという心配すら心をよぎります。

市が主導して電気を発電し、その差益を市に還元、平たく言えば、もうけてしまおうというような発想自体が行政にあるまじき行為ではないかと思っております。行政は、市民や民間をバックアップし、豊かな市民生活、民間の経済活動を支えるべきであり、みずからもうける必要はないのであります。

先ほど来、質問への答弁を聞いていても、綿密な計画のもとでの提案ではないことも明らかであり、市民に不安を抱かせるような事業には賛成できかねます。

よって、メガソーラー事業予算を削除する趣旨の修正案に賛成するものです。

議員諸公におかれましては、市民に不安を与えないためにも本修正案に賛同いただきますよう

申し上げ、修正案の賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第78号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）に対する中根光男君ほか4名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成24年かすみがうら市第3回臨時議会を閉会いたします。

長時間にわたる慎重審議、まことにご苦労さまでした。

閉 会 午後 5時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小座野 定 信

かすみがうら市議会議員 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄

かすみがうら市議会議員 鈴 木 良 道